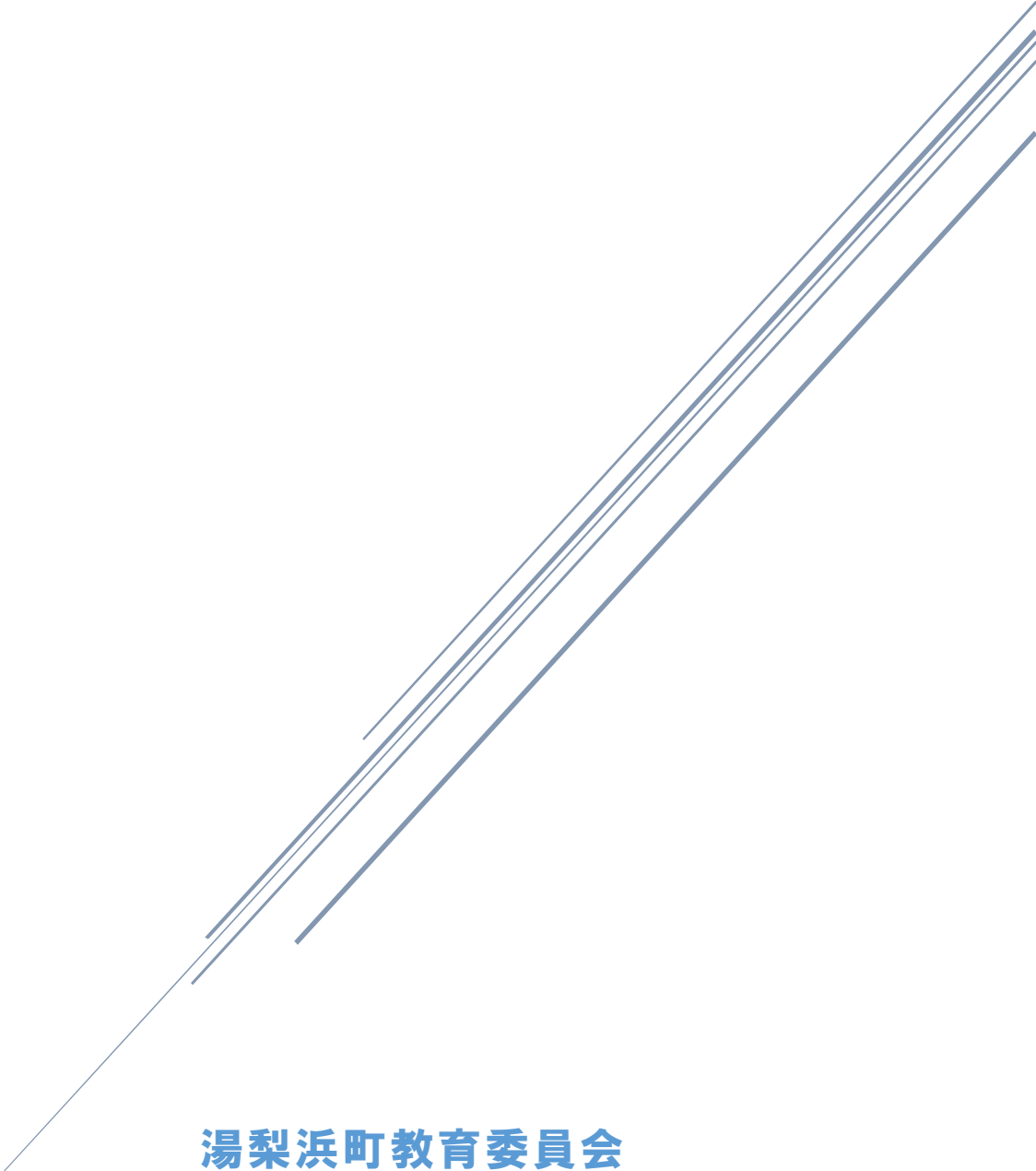


第3次 湯梨浜町教育振興基本計画

「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」



湯梨浜町教育委員会

令和3年4月

第3次湯梨浜町総合計画では、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」をキャッチフレーズに、教育分野のテーマを「志をもって 共に学び 明日を拓く まちづくり」と定め、少人数学級の実施など学校教育の充実を図るとともに、ライフステージに応じた社会教育の一環として、高齢者を対象とした湯梨浜文化大学の開設を継続するなど、各種事業を計画的に進めてきました。

しかし、全国的に見られる生活の利便性のよい地域への人口集中や核家族化は、子育て家庭の育児不安や地縁的なつながりの希薄化などを生み、社会全体にコミュニケーション力の向上や人のつながりの充実等が求められるようになりました。また、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけさせる家庭教育の充実も期待されています。

これらの背景を踏まえ、湯梨浜町では、令和2年度に町長と教育委員で総合教育会議を開き、教育のめざす方向を「教育大綱」として決めました。この教育大綱は、「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」の教育理念の下、4つのめざす力、5つの目標、26の施策から成っています。

この教育大綱を具体化したのが、今回策定する第3次湯梨浜町教育振興基本計画です。この計画では、地方創生の観点から「ふるさと教育」を新たに加え、26の施策を展開することとしています。

ところで、これからの社会を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、さまざまな情報を取捨選択できる力などが求められています。そこで、学校教育では、自分の未来を切り拓く力や創造性、公共の精神、社会の形成に参画する態度を養い、生命や自然の尊重、環境の保全にも目を向け、伝統と文化を尊重するとともに、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材を育てます。また、学力の3要素と言われる(1)基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、(2)知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を伸ばします。併せて、(3)学習に取り組む意欲を育みます。

また、現在、大人への学習機会は、個人の興味・関心に沿った形で提供されることが多いのですが、今後の社会を考えると、青少年の健全育成、家庭や地域の教育力の問題、男女共同参画社会の実現、国際化の中での多様性の理解と尊重、地域の伝統文化についての理解など、地域課題に取り組む必要があります。生涯学習の振興にあたっては、「個人の要望」（要求課題）と「社会の要請」（必要課題）という二つのバランスを図りながら推進していくことが求められています。今後、教育委員会はより積極的に地域課題に留意し、その課題解決のために自ら行動する人材、団体を育成し、共に社会教育の充実を図っていきたいと考えています。

多くの方々に、この教育振興基本計画をお読みいただき、手を携えて共に湯梨浜町教育を創造していただきますことをお願いして、発刊の言葉といたします。

目 次

発刊に寄せて	1
目 次.....	2
第1章 計画の策定について	6
1 策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
第2章 教育をめぐる現状と課題	7
1 教育をめぐる社会変化	7
2 第2次計画の成果と課題	9
目標1 学ぶ喜びが実感できる学校教育の推進	9
(1) 学力向上に向けた取り組み	9
(2) 英語教育の推進	9
(3) 特別支援教育の推進	9
(4) 不登校対策の充実	10
目標2 優れた教育環境の整備	10
(1) 町立中学校、町立給食センターの統合	10
(2) 少人数学級の効果的な実施	10
(3) コミュニティ・スクールの推進	11
目標3 学びとその成果を活用できる社会教育の推進	11

(1) ふるさと教育の推進	11
(2) キャリア教育の推進	11
(3) 青少年の健全環境づくり	11
(4) 人権教育の推進	12
(5) 図書館事業の充実	12
(6) 公民館事業の充実	12
目標4 スポーツの日常化と健康習慣の定着	12
(1) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進	12
(2) ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進	13
(3) スポーツの日常化と健康習慣の定着	13
目標5 豊かな歴史・文化と伝統の継承	13
(1) 文化財の継承	13
(2) 文化財の整備・保存と活用	14
3 改訂の主な内容	14
(1) 計画の構成	14
(2) 「基本理念」の改訂と「基本理念を支える4つの力」の設定	15
(3) 5つの目標と 26 の施策の設定	15
(4) 数値目標の明示	15

第3章 湯梨浜町教育のめざす姿	16
1 基本理念	16
2 基本理念を支える4つの力	16
3 5つの目標と26の施策	17
第4章 今後5年間の具体的取り組み	18
〈目標1〉 学ぶ意欲を高める学校教育の推進	18
施策1－(1) 確かな学力、学びに向かう姿勢の育成	19
施策1－(2) 外国語教育の推進	21
施策1－(3) ICTを活用した教育、プログラミング教育の推進	22
施策1－(4) 幼児教育の充実	23
施策1－(5) 特別支援教育の充実	25
施策1－(6) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	26
〈目標2〉 学校を支える教育環境の充実	29
施策2－(7) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	30
施策2－(8) 安心、安全で質の高い教育環境の整備	32
施策2－(9) いじめ、不登校等に対する対応強化	34
施策2－(10) ICT環境の整備	37
施策2－(11) 少人数学級の継続	39
施策2－(12) 教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施	40
〈目標3〉 地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり	43
施策3－(13) ふるさとキャリア教育の推進	44

施策 3 - (14)	家庭教育の充実	47
施策 3 - (15)	明日を拓く青少年の育成	49
施策 3 - (16)	人権教育の充実	50
施策 3 - (17)	図書館機能の充実	52
施策 3 - (18)	公民館活動の充実	53
施策 3 - (19)	芸術・文化活動の振興	54
〈目標 4〉	生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	56
施策 4 - (20)	本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化	57
施策 4 - (21)	ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実	59
施策 4 - (22)	健やかな心と体づくりの推進	60
〈目標 5〉	文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見	63
施策 5 - (23)	文化財の調査・研究と保存	64
施策 5 - (24)	伝統文化の継承と振興	65
施策 5 - (25)	文化財の活用と普及啓発	66
施策 5 - (26)	豊かな自然環境の継承	67
第 5 章	計画の推進	69
1	計画の推進	69
2	計画の点検及び評価	69

第1章 計画の策定について

1 策定の趣旨

教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 20 年度に第 1 期、平成 25 年度に第 2 期、そして、平成 30 年度に第 3 期教育振興基本計画を策定しました。地方公共団体においては、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

湯梨浜町では、平成 24 年 8 月に「次代を担う 心豊かな 人づくり」を基本理念に第 1 次計画を、平成 28 年 3 月に「志をもって 共に学び 明日を拓く 人づくり」を基本理念に第 2 次計画を策定し、計画的に学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

このたび令和 2 年度末で第 2 次計画期間が終了することに伴い、第 2 次計画の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の本町の教育施策の方向性を示すために新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、中長期的に取り組むべき本町の教育課題やめざすべき姿の共通認識とその実現に向けた取り組みの方向性を示すものです。教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づく「湯梨浜町教育大綱」を踏まえて策定しています。

また、本計画は、町政全般の基本方針である「湯梨浜町第 4 次総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合を図りながら教育施策を推進していきます。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画とします。

なお、計画期間内であっても、特段の必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 教育をめぐる社会変化

本町には、小学校が3校、中学校が1校あり、約950名の児童と約450名の生徒（令和2年度現在）が学んでいます。町全体の児童・生徒数はここ数年大きな変化はありませんが、羽合小学校は中部地区で最も児童数の多い小学校、東郷小学校は中規模の小学校、泊小学校は東伯郡内で最も児童数の少ない小規模の小学校、湯梨浜中学校は中部地区で最も生徒数の多い中学校と、学校規模に差があります。そこで湯梨浜町教育委員会は、町内の学校規模の均衡化を図るため、平成29年度に羽合地区の希望する児童は、校区を越えて泊小学校へ通学を認める特定地域選択制度を設け、毎年10名程度の児童がこの制度を利用しています。

さて、これからの日本の社会がどのように変化していくのかを予測することは、少子高齢化による生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等、社会が大きく、かつ急速に変化している状況であり、困難となっています。しかし、急激な少子高齢化が進む日本にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、他者と協働しながら個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

一方で、以前と比べて子どもたちの遊びの形は大きく変化し、携帯ゲーム機などの普及により、自分の好みにあう娯楽を自分にあった方法で楽しめるようになりました。かつて子どもたちは、地域の中で友達と体を動かして外遊びを行い、他者と協力し折り合いをつけることを学び、楽しみながら運動能力も身につけていました。これからは、学校教育や社会教育の中で意図的にこれらの力を育むことが求められています。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちにさまざまな変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を解決していく力、さまざまな情報を見極め再構成して新たな価値につなげていく力、複雑な状況変化の中で目的を再構築する力等を育成することが求められています。これらのことは、日本の学校教育が大切にしてきたことであるものの、子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきています。同時に、令和2年度から新しい小学校学習指導要領が、令和3年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施となり、学校教育については、以前にも増して社会に開かれた学校経営が求められており、変革の時を迎えています。

また、少子高齢化や情報化の進展、経済のグローバル化など、日本社会は大きく急速に変化しており、家庭生活や地域社会のあり方にも大きな影響を及ぼしています。核家族化が進むことで、子育て経験の伝承が困難になり、保護者は身近に相談できる人が少なくなりました。加えて、保護者の子育て観・教育観も多様化し、生活習慣の習得や善悪の判断などを、こども園や学校が身につけさせることも必要となってきています。子どもにとって家庭は心が安定するところ、学びの土台となるところであり、保護者を支える環境を整えながら、家庭の教育力向上を図っていく必要性が高まっています。

地域においては、人間関係や住民相互のつながりが希薄化し、支え合う意識の低下や地域社会との結びつきが弱まることが心配されています。子どもたちは、

地域の人々との交流をとおして社会習慣や規範意識、ふるさとへの愛着を身につけていくものです。子どもたちが自然体験や地域学習をとおして、ふるさとのよさを実感し、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人財となるよう育てることが求められています。そして、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人財を育成することが求められています。

今後、さらなる医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等によって、平均寿命は伸長し、「人生 100 年時代」の到来が予測されています。社会が大きな転換期を迎えるにあたり、生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯をとおして学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。生涯学習の一環として、技術革新やグローバル化など変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能・教養の習得、また、出産や子育て、介護等、ライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。生涯学習社会の実現に向け、多くの大学においては、大学での教育と研究の成果を地域住民などに学習機会として提供する公開講座が開講されています。同時に、地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設を拠点とした生涯学習の取り組みが進められています。社会教育施設は地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。

文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についても重視する方向性となりました。学校教育との連携をはじめ、生涯学習の取り組みとしてより充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことの重要性が増しています。併せて、今一度、自分たちの住んでいる湯梨浜町の自然環境がいかに貴重ですばらしいものであるのかを再認識し、将来にわたって自然環境を継承しながら活用していくことも持続可能な社会づくりのために重要な観点であり、教育の果たす役割は重要です。

最後に、令和 2 年 2 月ごろから世界中で新型コロナウイルス感染症が大流行し、3 月の初旬から 5 月下旬にかけて国内の多くの学校、こども園等が休校、休園を余儀なくされました。町立小中学校も令和 2 年 3 月初旬から春休みまで休校をするなど大きな影響を受けました。また、社会教育においても、多くの湯梨浜町及び町公民館等の主催行事・大会・教室等が中止を余儀なくされるなど大きな影響を受けました。さらに、不要不急の外出や飲食店等の営業の自粛等の経済活動にも大きな影響が出ました。今後も、文部科学省の方針とも相まって、3 密（密接、密集、密閉）を防ぎながらの教育活動の継続、ICT 教育の推進や ICT 環境整備の前倒しなど、学校教育に大きな影響が出ることが予想されます。社会教育においても、湯梨浜町及び町公民館主催の行事等の中止、参加人数の制限など、大きな影響が出ることが予想されます。影響がどこまで広がるのか等に注視し、適切に対応していくことが求められています。家庭教育においても、保護者等の経済的困窮や外出自粛の影響等を注視し、適切に対応していくことが求められています。併せて、近年、梅雨前線や台風による豪雨及び地震による自然災害が頻発しており、日本全国でいつ自然災害が起こるともかぎらない状況です。児童生徒等が将来にわたって周囲の人々とともに助け合い、状況に応じて自他の命を守る

適切な判断と行動がとれるよう、防災教育を推進していくことの重要性も増しています。

2 第2次計画の成果と課題

目標施策の方向性1 学ぶ喜び意欲が実感できる学校教育の推進充実

(1)学力向上に向けた取り組み

授業改善をめざした講師招聘授業研究会、家庭学習の習慣化をめざした「放課後子ども教室」「ゆりはま地域未来塾」、発達段階に応じた家庭学習の習慣化と充実をめざした「家庭学習の手引き」の見直しと配布に取り組んできました。

毎年4月に行われる(令和2年度は未実施)全国学力・学習状況調査において、町と全国及び鳥取県との平均正答率を比較すると、小中学校ともに、年度によって上回ったり下回ったりという結果となっています。また、毎年3学期に実施している標準学力検査では、概ね全国平均を上回っていますが、年度によっては課題が見られる学年があるという結果となっています。

学力向上へ向けたさらなる研究推進の活性化、授業改善、個に応じた学習支援、家庭学習の充実を図っていく必要があります。

(2)英語教育の推進

令和2年度からの小学校3・4年での外国語活動の実施、小学校5・6年での外国語の教科化へ向け、平成30年度より先行実施を行い、授業参観及び研修参加に努めるなど教員の指導力向上を進めました。また、平成31年4月に北浜中学校と東郷中学校が統合し湯梨浜中学校となりましたが、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を目標に、引き続きALT(外国語指導助手)を2名確保し、小中学校において、ALTと指導者が連携した授業づくりに努めています。さらに、平成31年度から鳥取県教育委員会と連携して羽合小学校に英語専科教員を配置し、英語教育の推進に努めています。今後とも、教員の指導力向上とALTの確保に努めていくことが必要です。

(3)特別支援教育の推進

一人一人の障がいの状態に応じた適切な教育を行うため、特別支援教育担当者等連絡会等の開催、各校における校内支援体制の充実と、特別支援教育や障がいに関する研修会の実施、障がいのある児童生徒の情報共有、支援会議の開催などの働きかけに努めました。就学指導にあたっては、個別支援会議や移行支援会議等の開催、体験入学の実施等により、園児や児童生徒及び保護者が安心して就学できるよう指導を進めてきました。また、園児と児童生徒の交流、園と小学校、小中学校間、特別支援学校との指導者相互の訪問や連絡会を行い、就学に向けた連携に努めました。今後とも、特別支援教育を推進し、個に応じた適切な教育の推進に努めていくことが必要です。

(4)不登校対策の充実

教員一人が課題を抱え込むのではなく、複数の視点で検討し、解決に向かう学校体制の整備をめざして「新たな不登校を生まない」を合言葉に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保に努めるとともに、積極的にケース会議を開催してきました。また、アセスメントシートをもとにした見立てを行い、今後さまざまな面で支援が想定される児童生徒の早期発見と、組織として早期対応ができる体制づくりの構築に努めました。さらに、前学年までの支援の結果等が指導に生かされるように、引き継ぎ方法の見直しも行いました。

しかし、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化している中、不登校児童生徒は全国・全県・本町においても増加傾向にあります。第2次教育振興基本計画では、平成27年度の不登校出現率の全国平均である小学校0.31、中学校3.13を目標値として設定しましたが、平成28年度から令和元年度の4年間の平均は小学校が0.59、中学校が3.92でした。不登校の要因・背景は「学校環境」によるもの、「家庭環境」によるもの、「本人の困り感」によるものとさまざまであるとともに、多くの場合はそれらが複雑に絡み合っています。

学校においては「わかる授業・魅力ある授業づくり」「安全・安心な居場所づくり」「人間関係づくり・社会性の育成」などの観点から、児童生徒が「学校は楽しい」と感じられるような魅力ある学校づくりを進めるとともに、児童生徒及びその保護者との信頼関係を築くことで不登校の未然防止を図っていきます。

また、現在の取り組みの点検を行い、教育相談や生徒指導、特別支援教育等の視点から早期対応していける、さらに有効に機能していく体制づくりを進めていくことが必要です。併せて、不登校を減少させるためには、学校の努力だけでは限界もあり、保護者や地域、関係諸機関との連携をさらに深めていく方策等について検討し、実践していくことが必要です。

目標施策の方向性2 優れた教育環境の整備

(1)町立中学校、町立給食センターの統合

平成28年度から、より良い教育環境を整備するため、町内の2つの中学校を統合した新中学校を開校するための取り組みを進めました。保護者・学校・地域の方をメンバーとした開校準備委員会を発足し、通学路、制服、校歌、教室備品等についての協議を進めました。そして平成31年4月に、湯梨浜町立湯梨浜中学校を開校させることができました。

また、町立羽合給食センターと町立東郷給食センターを統合し、平成31年1月に湯梨浜町立学校給食センターが設立され、町立小中学校（町立泊小学校を除く）への学校給食の提供を開始しました。

引き続き、より充実した湯梨浜中学校教育、学校給食の提供に努めていくことが必要です。

(2)少人数学級の効果的な実施

湯梨浜町は、県内で最も早く少人数学級編制に取り組み、県の基準を参考に本町独自の基準を設け、よりきめ細やかな教育を行う環境を整えました。これによ

り、各校で児童生徒一人一人の理解度や活動の様子、状況が把握しやすくなり、個々の児童生徒にあった的確な支援、きめ細やかな指導を推進してきました。今後、より一層少人数学級編制の成果が出るための方策について、各校とともに検討を進めていくことが必要です。

(3)コミュニティ・スクールの推進

平成 23 年度から始めた「地域で育む学校支援ボランティア事業」では、学校の取り組みを支援する絵本の読み聞かせ等のボランティア活動の定着が図られました。

平成 30 年度から学校運営協議会制度を採り入れ、各校にコミュニティ・スクールを導入しました。各校とも学校運営協議会長を中心に、学校教育目標を共有して地域とともにある学校づくりが進められています。下校中の見守りが必要であるという学校のニーズから始まった「オレンジベスト隊」も、各校の連携により町内へ活動が広がっています。すでに学校に定着している学校支援ボランティア活動をうまく取り込みながら、見守り活動のみならず、環境整備、学習支援、読み聞かせ等の活動が各校で行われるようになり、地域とともにある学校づくりが進みつつあります。今後、学校・家庭・地域がさらに一体となった取り組みが期待されます。

目標施策の方向性3 学びとその成果を活用できる社会教育の推進

(1)ふるさと教育の推進

小学3・4年生を対象とした湯梨浜町独自の社会科副読本を作成し、湯梨浜町の文化や自然、産業などを学ぶ際の手引きとして活用できるようにしました。社会や地域の変化に応じて、児童の使いやすい副読本となるよう年度ごとに見直しを図っています。また、各校では、学校支援ボランティア等の協力による地域学習や、地域の有識者をゲストティーチャーとして招き、ふるさとの良さや課題を学ぶ機会を設けてきました。地域のつながりの中で自らの人生や社会を切り拓いていく力を育むため、今後より一層、ふるさと教育を推進していくことが必要です。

(2)キャリア教育の推進

児童生徒の発達段階や地域の特徴に応じて、保護者・家族や地域の人、企業等の協力を得ながら、児童生徒の職業観の育成や将来の進路について考えを深めることを目的にキャリア教育に取り組んできました。今後、鳥取県教育委員会が進めているキャリア・パスポートの有効活用等に努めつつ、児童生徒の職業観の育成や将来の進路について考えを深めていくことが必要です。

(3)青少年の健全環境づくり

ナイトハイクや自然体験活動等の取り組みを継続し、多数の幼児、小中学生とその保護者の参加を得ることができました。また、事業運営にかかわる学生ボランティアを募集し、学生ボランティアが事業運営にかかわることで、世代間の交

流やふるさとの事業に触れる機会となりました。今後も、家庭教育、青少年の健全育成環境のさらなる充実をめざして、保護者や関係各課・機関との連携を深め取り組んでいく必要があります。

(4)人権教育の推進

各種人権教育講演会等におけるアンケート結果を活用し、同和問題をはじめとして新たなテーマを取り入れ、さまざまな人権課題を取り上げた研修を実施したところ、多くの参加者から理解の深まりの点で好評を得ることができました。講演会、人権落語、体験教室、ワークショップなど、研修方法を工夫することで多くの町民に多様な角度から人権問題に触れる機会を提供することができました。年間の研修の機会として「ゆりはま人権セミナー」「町民のつどい」「人権教育推進大会」が定着し、職場やPTAの研修の場としても活用されています。今後いっそう、効果的な開催時期や学習内容・学習方法の工夫等を行い、身近な生活の中にある人権問題への気づきや、幅広い年齢層を対象とした人権教育を展開していきます。

また、5年ごとに行っている「人権意識調査」を実施し、その結果を踏まえて、あらゆる差別をなくする総合計画・実施計画の改定を行う必要があります。

(5)図書館事業の充実

ホームページやTCC、広報紙等を活用した情報発信を図りながら、お話会や音読会を開催するなど、各年代の利用者が図書に親しむ環境づくりに努めました。また、毎月の企画コーナーの設置や作品展等の開催、リクエストに応じた幅広い分野の図書購入、郷土に関する図書収集など、利用者の関心を高める取り組みを展開するとともに、幅広い分野の資料収集に努めました。図書の貸し出し冊数、利用者の増減はありますが、あらゆる世代の学びや交流の場、地域の歴史文化資料の保存や活用の場として、利用促進を図るための一層の取り組み、工夫が必要です。

(6)公民館事業の充実

地域活性化推進員が中心となり、各地域のニーズを把握しながら各種教室や講座など多くの事業を行うことができました。身近なところでの教室や講座を行ってほしいとの要望があり、出前講座を積極的に取り組みました。教室等への新しい参加者もあり、多くの町民の方に参加していただきました。引き続き住民のニーズを反映しながらさらなる活動の活性化、事業の充実に取り組んでいく必要があります。また、参加者の固定化が課題の一つとなっています。併せて企画から運営まで地域活性化推進員のみで開催することが多いため、公民館運営委員との連携の強化が必要です。

目標施策の方向性4 スポーツの日常化と健康習慣の定着

(1)本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進

グラウンド・ゴルフ国際大会は、平成 28 年に海外 5 か国 65 人のプレーヤーと国内からの 111 人のプレーヤーの参加から始まりました。そして、年々参加者は増加を続け、令和元年には、海外 11 か国 168 人と、国内 144 人の参加を得ました。令和 2 年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進のためのトップセールスの成果もあり、参加国数、参加者とも増え、普及が進んでいます。発祥地大会などと併せ、大会参加者と地元住民との交流を図ることができ、地域の活性化につなげることができました。また、令和元年度の国際大会の代表者会議においては、「国際グラウンド・ゴルフ連盟」も発足しました。

令和 3 年 5 月に湯梨浜町「潮風の丘とまり」で開催される「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」では、グラウンド・ゴルフ競技の部の成功をめざすとともに、大会後にはさらなるグラウンド・ゴルフの普及促進と地域活性化を図ります。

(2) ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

40 歳以上が参加できる全国ベテラン卓球大会については、40 回以上の大会を継続的に開催・運営することができ、参加者には概ね好評でした。しかし、近年、開催月である 9 月上旬は猛暑が続いているほか、感染症対策など、開催時期や方法の見直しについて検討する必要があります。また、あやめ池スポーツセンターには冷房装置がないため、引き続き鳥取県に設置を要望するなど、ライフステージに応じた運動環境の整備を図る必要があります。

(3) スポーツの日常化と健康習慣の定着

町民を対象にした事業では、ニュースポーツへの参加意欲を高めるとともに、健康習慣の定着を図るためウォーキングの普及促進、スポーツ指導員等資格者の育成に積極的に取り組みました。

競技系の大会では、競技によっては参加者が増加した大会もありましたが、全体的には参加者は減少傾向が続いていました。そのため、地区対抗の競技大会でチーム数や参加者拡大のために参加要件の見直し等を行ったところ、参加選手を約 150 名増とすることができました。今後も参加しやすい、参加したい大会をめざして、町体育協会と連携して改善に努めていきます。

目標施策の方向性5 豊かな歴史・文化と伝統の継承

(1) 文化財の継承

歴史文化遺産は地域の宝であり、これまで受け継がれてきた有形・無形の歴史文化遺産を確実に将来へ引き継ぐことが必要です。特に、無形民俗文化財については、各保存団体の活動を支援するとともに、各保存団体の活動や抱える問題などの情報交換を行うため、各保存団体の連絡会を開催し、組織の活性化を図りました。

文化財を適切に保存していくには、地域の人にその価値を知らせることが必要です。地域の歴史と魅力に光を当てる取り組みとして、地域住民に文化財の説明を行う「ふるさと再発見事業」や、県内の史跡・博物館等での現地研修等を計画的に実施することができました。町の歴史講演会や現地研修会は、生涯学習・人権推進課、公民館及び図書館との共催、さらに町内の歴史研究団体との協力体制も整ったことにより、開催回数を増やすことができました。それぞれの催しは、年代を問わず、町内外の参加者も多く、文化財への関心の高まりが感じられます。

(2)文化財の整備・保存と活用

平成 28 年度から令和元年までの調査・研究により、国の無形民俗文化財 1 件、国の登録有形文化財登録 2 件、県指定有形民俗文化財 1 件の指定を受けました。県有形民俗文化財に指定された泊の漁業関係資料調査報告書も完成し、次世代へ継承していくために有効活用していきます。とりわけ、羽衣石城シンポジウムは好評で、羽衣石城の国史跡指定をめざす契機となりました。

若年層を対象とした取り組みとして、町の歴史や魅力を知る機会を設け郷土愛を育むため、各小学校へ歴史民俗資料館や古墳等、現地での学習を働きかけ、定着してきています。平成 30 年度に開催した東郷荘下地中分絵図をテーマにした歴史講演会は、中学 2 年生を対象に参加を働きかけ、学習機会を設けました。また、令和元年度の羽衣石城シンポジウムの講師には、東郷小学校 6 年生を対象に羽衣石城の歴史についての授業を行っていただく機会を設けました。今後も、小中学生に湯梨浜町の歴史等に関する学習機会をさらに設けていくことが必要です。

同時に、今後も町の魅力を多くの人に認識していただくよう、指定を受けた文化財だけではなく、町内の貴重な有形・無形の歴史文化遺産の適切な保存・保護に努めるとともに、魅力ある事業を実施するなど活用を図る必要があります。また、鳥取県中部地震により被害を受けた施設の計画的な修復も大きな課題です。引き続き、歴史文化遺産の保存と次世代への継承に向け積極的に取り組んでいきます。

3 改訂の主な内容

(1)計画の構成

湯梨浜町教育が中長期的にめざすべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて湯梨浜町教育で育てたい、具体的な能力などを「基本理念を支える 4 つの力」として示しています。

湯梨浜町教育の抱える諸課題を解決するため、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめています。

具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5 年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度、取り組む行動計画を「教育要覧」として別に定め、取り組みを検証、評価するとともに、新たな取り組みへ反映させていくこととします。

(2)「基本理念」の改訂と「基本理念を支える4つの力」の設定

第2次計画では、基本理念「志をもって 共に学び 明日を拓く 人づくり」のもと、自立へ向けて生涯を通じて学び、さまざまな課題を協働によって、創造的に解決していく人づくりをめざしてきました。

第3次計画では、国の第3期教育振興基本計画で示された基本的方向性を総合的に勘案して、町としての課題や方向性を入れながら、基本理念を「志をもって共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」と設定しました。湯梨浜町で育まれてきた伝統と文化を尊重し、将来にわたって湯梨浜町を愛し、自立して多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となる人づくりをめざします。

そして、この基本理念に則り、第2次計画で示した「基本理念を支える4つの力」を新たに再編成しています。

(3)5つの目標と26の施策の設定

目標と施策については第2次計画の内容をふまえ、第4次総合計画との整合性を図りながら設定しました。目標は第2次計画の5つの目標を継承する形となっていますが、施策については、新たに「ICTを活用した教育、プログラミング教育の推進」「安心、安全で質の高い教育環境の整備」「ICT環境の整備」「教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施」「明日を拓く青少年の育成」「豊かな自然環境の継承」の6施策を設定しています。5つの目標と26の施策で湯梨浜町教育を進めていきます。

(4)数値目標の明示

数値目標については、施策項目に挙げた取り組みの実施状況を評価する「取り組みに対する評価指標」と、「めざすところ」の達成状況を測るための「成果に対する評価指標」の2つの指標を設定しています。

各施策において「めざすところ」を明記することで、5年後の子どもたちの姿や環境状況を明確にし、年度ごとに進捗状況を数値で測り確認しながら計画を実行していきます。

第3章 湯梨浜町教育のめざす姿

1 基本理念

「志をもって 共に学び 明日を拓く 湯梨浜町の人づくり」

湯梨浜町で育まれてきた伝統と文化を尊重し、将来にわたって湯梨浜町を愛し、自立して多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となる人づくりをめざします。

2 基本理念を支える4つの力

▼自立して生きる力

- ・ 確かな知識と教養を身につける力
- ・ 課題に対し他者と協働しつつ主体的に取り組み、解決する力
- ・ 志を持ち粘り強くやりきる力

▼豊かな心を持ち、健やかに生きる力

- ・ しなやかな体と心を養い、積極的に活動する力
- ・ やさしさ、思いやり、たくましさ、しなやかさなどを身につけ、他者と接する力
- ・ 文化芸術、スポーツなどの活動に積極的に取り組む力

▼社会と共に生きる力

- ・ 他者と人間関係を豊かに結び、協働する力
- ・ 自他の人権を大切にする力
- ・ 社会の一員として、規範意識をもち、行動する力

▼ふるさとに愛着を持ち、未来を創造する力

- ・ 人々の暮らしや伝統・文化を学び、郷土を愛する力
- ・ ふるさとの良さを探求し、発見・発信する力
- ・ 社会の変化に柔軟に対応し、新たな価値を生み出す力

3 5つの目標と26の施策

＜目標1＞学ぶ意欲を高める学校教育の推進 施策1－（1）確かな学力、学びに向かう姿勢の育成 1－（2）外国語教育の推進 1－（3）ICTを活用した教育、プログラミング教育の推進 1－（4）幼児教育の充実 1－（5）特別支援教育の充実 1－（6）豊かな人間性、社会性を育む教育の推進
＜目標2＞学校を支える教育環境の充実 施策2－（7）魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進 2－（8）安心、安全で質の高い教育環境の整備 2－（9）いじめ、不登校等に対する対応強化 2－（10）ICT環境の整備 2－（11）少人数学級の継続 2－（12）教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施
＜目標3＞地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり 施策3－（13）ふるさとキャリア教育の推進 3－（14）家庭教育の充実 3－（15）明日を拓く青少年の育成 3－（16）人権教育の充実 3－（17）図書館機能の充実 3－（18）公民館活動の充実 3－（19）芸術・文化活動の振興
＜目標4＞生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進 施策4－（20）本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化 4－（21）ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実 4－（22）健やかな心と体づくりの推進
＜目標5＞文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見 施策5－（23）文化財の調査・研究と保存 5－（24）伝統文化の継承と振興 5－（25）文化財の活用と普及啓発 5－（26）豊かな自然環境の継承

第4章 今後5年間の具体的取り組み

〈目標1〉 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。現在、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きくまた急速に変化しており、将来社会の予測が困難な時代となっています。さらに、急激な少子高齢化が進む我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されます。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちがさまざまな変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を解決していくこと、さまざまな情報を見極め、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようになること等が求められています。

このことは、我が国の学校教育が大切にしてきたことですが、教師の世代交代が進み、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育にかかわるさまざまな経験や知見をどのように継承していくかが課題となっています。また、子どもたちを取り巻く環境の変化により、学校が抱える課題も複雑化・困難化してきています。このような中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきています。さらにグローバル化の進展、少子高齢化などにより社会全体が急速に変化している現代では、これまでの物質的な豊かさを前提にした社会のあり方、人の生き方も変容してきています。これからは一人一人の自立した個人を育成するだけでなく、一人一人が多様な個性能力を生かし、他者と協働しながら課題を解決して、新たな価値を創造することができる人材の育成が求められています。

そのため、学校教育においては、学習者の生活意欲、学習意欲、知的好奇心などを引き出す新たな形態の学習（主体的・対話的で深い学び）を進め、学校内外のさまざまな人々との協働学習や課題探求型の学習などに取り組みます。学習者が、こども園・保育園、小学校、中学校それぞれの発達段階で学ぶ喜びの実感できる教育活動を展開し、学ぶ意欲を高め、学力向上の取り組みを進めます。こども園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携をさらに進め、自ら課題を発見し解決する能力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する能力などの育成を重視した教育活動を展開します。

また、急速に進化するICT機器を活用した教育の推進や情報活用能力の育成も重要となっています。併せて、情報モラルの育成も重要です。

「生きる力」の育成において、確かな学力¹、健康・体力²とともに豊かな人間性³の育成を欠くことはできません。道徳の時間などで、正義感や公正さ、思いやりの

¹ 〈確かな学力〉

知識、技能に加え学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力など。

² 〈健康・体力〉

たくましく生きるための健康や体力。

³ 〈豊かな人間性〉

自らを律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心、感動する心など。

心、感動する心などの豊かな人間性、強い意志と自他ともに大切にできる心等の児童生徒の道德性の育成に取り組みます。また、特別活動の時間等での豊かな体験をととして児童生徒の内面に根差した道德性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育む道德教育を推進していきます。

【施策】

- 1－（１） 確かな学力、学びに向かう姿勢の育成
- 1－（２） 外国語教育の推進
- 1－（３） ICTを活用した教育、プログラミング教育の推進
- 1－（４） 幼児教育の充実
- 1－（５） 特別支援教育の充実
- 1－（６） 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

施策１－（１） 確かな学力、学びに向かう姿勢の育成

【現状と課題】

- 確かな学力の定着のために、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが必要とされています。
- 全国学力・学習状況調査において、町と全国及び鳥取県との平均正答率を比較すると、小中学校ともに年度によって上回ったり下回ったりという結果となっています。また、毎年３学期に実施している小学校の標準学力検査（NRT）や、中学校の標準学力調査においては、概ね全国平均を上回っていますが、年度によっては課題が見られる学年もあります。また、全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）や標準学力調査等の結果、標準偏差⁴が10.0を超え、2極化の傾向にある教科もあり、基礎学力のさらなる定着と向上が課題となっています。

【めざすところ】

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、子どもたちが主体的に学び、確かな学力や学びに向かう力を育成します。

【施策項目】

①教師の指導力向上

- ・各校の研究推進による教師の授業力向上と授業改善を推進します。
- ・校内授業研究会を中心とした、小中連携、小小連携を推進します。

②主体的に学習する児童生徒の育成

⁴ 〈標準偏差〉

得点の散らばりを表す数値。学力のばらつきを分析し、児童生徒間の学力差が大きいのか、あるいは小さいかを確認する。全国平均を「10.0」としている。

- ・対話的な活動や問題解決型学習を取り入れ、主体的に学習に向かう姿勢を育成します。
- ・学ぶ意欲の向上をめざし、ＩＣＴ^５機器などの教育機器、教材・教具の効果的な活用を推進します。
- ・放課後等における個別指導による学習習慣の定着や苦手科目の克服などをおこなって、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。

③家庭における学びの習慣づくり

- ・家庭学習の習慣づくりを推進するため、家庭学習の手引きを発行します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
講師招聘授業研究会の実施	100%
授業研究会におけるＩＣＴ活用の視点での協議	100%
「友達との話し合う活動を通して自分の考えを深めたり、広げたりできている」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	全国平均を上回る
授業研究会や学習参観を中心とした小中連携・小小連携の場の設定	初任者研修で２回実施 授業研究会等で２回実施
家庭学習の習慣づくりをめざした取り組み	全学校で実施

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率を上回る分類数割合（小中各２分類）	（小６） 0% （中３） 50%	100%
標準学力検査（NRT）（小学校）、標準学力調査（中学校）において、全国平均を上回った割合（小学校は学年数、中学校は教科数）	（小学校） 100% （中１・２） 70%	100%
平日１日あたりの家庭学習の時間（小学６年生１時間以上、中学３年生２時間以上の割合）（全国学力・学習状況調査）	（小６） 66.4% （中３） 25.4%	全国平均を上回る

^５ 〈ＩＣＴ〉

情報通信技術（Information and Communication Technology）。学校では、教育用コンピュータ、プロジェクタ、電子黒板などを活用し、子どもたちの情報活用能力の育成のほか、わかりやすく深まる授業等も期待されている。最近では、タブレット端末を活用した取り組みも進みつつある。

施策１－（２） 外国語教育の推進

【現状と課題】

- 急速にグローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。
- 小学校では平成 23 年度から高学年において外国語活動が導入されました。その後、令和 2 年度から中学年で外国語活動が、高学年で外国語科が導入される新しい小学校学習指導要領の全面実施を受け、本町では平成 30 年度から中学年の外国語活動、高学年の外国語科を先行実施しました。その取り組みにより、児童の学習意欲の向上等、指導改善による成果は認められる一方で、学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲が低下してしまうといった状況や、進級や進学をした後に、それまでの学習内容を発展的に生かすことができないといった状況も見られます。
- 小学校中学年で外国語活動においては、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、高学年の外国語科では段階的に「読むこと」「書くこと」を加え、中学校卒業時には「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の技能を総合的に育成する必要があります。

【めざすところ】

- 外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動をとおして、積極的にコミュニケーションを図る意欲・能力の育成をめざします。

【施策項目】

①教師の授業力向上

- ・コミュニケーション能力の育成をめざすために、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の領域を統合した言語活動を、授業の中で実施できる指導力の向上に取り組みます。
- ・教師の指導力向上の取り組みとして、授業参観や研修会参加を推進します。

②コミュニケーション能力の育成

- ・教師が授業中に積極的に英語を使用することが、児童生徒の英語使用を促すことにつながっていくことから、教師自身がコミュニケーションの手段として英語を使う姿勢を示します。
- ・ALT⁶が児童生徒等に外国語で説明したり、ネイティブな発音で話しかけたりするなど、学習指導の補助を行うことで、指導者と連携した授業づくりを推進します。

⁶ 〈ALT〉

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のこと。小学校や中学校の英語教育の推進を目的に教育委員会から学校に配置され、授業を補助している。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
＜小学校＞外国語活動/外国語担当教員の英語使用状況 （１単位時間の使用率 50％程度以上の教員数）（英語教育に係る鳥取県独自調査）	100％
＜中学校＞英語担当教員の英語使用状況 （１単位時間の使用率 75％程度以上の教員数）（公立中学校における英語教育実施状況調査）	100％

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
あいさつや自己紹介など、自分のことを英語で伝えることのできる児童（５・６年生）の割合 （町アンケート）	79.0％	80.0％
自分の考えや気持ちを英語で伝えることのできる生徒（１～３年生）の割合 ※各学年 CAN-DO リスト ⁷ をもとにした質問 （町アンケート）	79.4％	80.0％

施策１－（３）ICTを活用した教育、プログラミング教育の推進

【現状と課題】

- 社会の情報化が急速に発展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力（情報活用能力）を育てることが重要となっています。
- 近年、学校においてタブレット型端末をはじめとする I C T機器が急速に整備され、I C T機器を効果的に活用した教育の推進が求められています。
- 将来にわたって、子どもたちがコンピュータ等の I C T機器を活用していくための論理的思考力を、プログラミング教育等をとおして育てていくことが求められています。
- 情報モラルや心身の健康に気をつけながら、コンピュータ等の I C T機器を活用していく姿勢を育てていくことが必要です。

【めざすところ】

- 子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用することができる力（情報活用能力）を育成します。
- 自分自身の健康に気をつけ、個人情報保護等の情報モラルを守りながら、適切に I C T機器を活用する力を育成します。

⁷ 〈CAN-DO リスト〉

中学校において、生徒に求められる英語力を「読むこと」「聞くこと」「話すこと」「書くこと」の４つの技能に分類し、学年ごとの学習到達目標を設定したもの。

【施策項目】

①児童生徒の情報活用能力の向上

- ・子どもたちがコンピュータ等のＩＣＴ機器や各種の統計資料や視聴覚教材等を主体的に選択し、それらから得られた情報を活用して学びを深める学習活動を充実します。
- ・子どもたちが情報社会や情報通信ネットワークの特性を理解し、人間関係の構築やコミュニケーションをとる場面において、適切に情報手段を活用することができる判断力や姿勢を育成します。

②学習効果を高めるICT機器の活用と指導力の向上

- ・デジタル教科書や視聴覚教材などの教材・教具を適切に活用した授業の実践に努めます。
- ・子どもたちの論理的思考力を育むため、プログラミング教育⁸に取り組みます。
- ・教師のＩＣＴ機器を活用した指導力の向上に向け、ＩＣＴ支援員の配置や教職員研修を推進します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
教員の授業にＩＣＴを活用して指導する能力（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	全国平均を上回る
教員が児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	全国平均を上回る

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
小学5年生/中学2年生までに受けた授業でのコンピュータ等のＩＣＴ使用率（全国学力・学習状況調査）	(小6) 47.4% (中3) 42.1%	全国平均を上回る

施策1－(4) 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 幼児期における子どもは、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験をとおして多くのことを学びます。しかし、多様化する保護者のライフスタイルや価値観により、基本的生活習慣の乱れ、コミュニケーション能力の不足、規範意識の低下、運動能力の低下など、子どもの変化が指摘されています。このような社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、園での質

⁸ 〈プログラミング教育〉

子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、論理的思考力を育成する教育。

の高い幼児教育及び個々の状況の小学校への適正な引き継ぎが求められています。

【めざすところ】

- すべての子どもたちが質の高い教育を受け、健やかに成長することができるよう、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させる幼児教育の質の向上に取り組み、円滑な小学校への連携、接続を図ります。

【施策項目】

①保育教諭の指導力向上

- ・町計画訪問等により、こども園、保育園での幼児教育の充実へ向けた指導及び助言を行います。
- ・こども園、保育園及び保護者へ小学校での学習や生活についての講演活動や情報提供を行います。

②こ保小連携の推進

- ・子どもたちの健全な成長を図るため、円滑なこ保小連携、接続に向けて、園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもたちの発達の特徴に応じた教育課題を共有できる体制づくり（連絡会、参観、交流会、引継ぎ会等）を進めます。
- ・5歳児後半での「アプローチカリキュラム⁹」及び小学校入学当初における「スタートカリキュラム¹⁰」の実践をとおして、こども園、保育園での指導により育まれてきたことが、小学校での学習に円滑に接続されるように努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
こども園、保育園への計画訪問の実施	100%
各種カリキュラムを実施したこども園、保育園、小学校数	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
こ保小連絡会を実施した小学校の数	100%	100%

⁹ 〈アプローチカリキュラム〉

園での子どもの育ちや学びを小学校につなぐために編成するカリキュラム。小学校という新しい環境に適応したり、違いを乗り越えたりしていく基礎となる力が養われる活動が盛り込まれたカリキュラム（課程）。

¹⁰ 〈スタートカリキュラム〉

施策1－(5) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 全国的にも、本町においても、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加傾向が見られます。また、特別な教育的支援を必要とする子どもは、特別支援学級だけでなく、通常の学級にも在籍しています。そのため、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、学校全体で特別支援教育を推進していくことが重要です。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもについては、子どもの困り感を低減するため、早期に発見し対応していくことが求められています。併せて、こども園、保育園、小学校、中学校間での継続した支援体制の整備、保護者との信頼関係づくり、外部機関（教育、医療、福祉）との連携を推進することにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を充実させることが必要です。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもにかかわる大人や子どもの配慮事項・支援方法等についての知識・理解を促進していくことが必要です。

【めざすところ】

- こども園、保育園、小学校、中学校間で継続した支援体制を整備し、保護者や外部機関と連携しながら、個々の児童生徒の状況等に応じた適切な指導を充実します。
- 特別な教育的支援を必要としている子どもにかかわる大人や子どもが配慮事項・方法を理解し実践することにより、特別な教育的支援を必要としている子どもも、その子どもにかかわる人もより生活しやすい社会をつくります。

【施策項目】

①継続した支援体制の整備

- ・各校において校内の特別支援教育に係る委員会を設置し、個々の自立に向けた校内協力体制を充実させます。
- ・町特別支援教育担当者等連絡会を開催し、外部機関からの情報提供や町内教育関係機関相互における情報共有を図ります。
- ・こども園、保育園、小中学校間及び外部機関（教育・医療・福祉）、行政関係課との連携を推進します。

②研修の推進

- ・すべての教職員、保護者、子どもが、特別な教育的支援を必要としている子どもに関する知識や配慮事項・方法等についての正しい理解を深める研修を推進します。

小学校入学時における幼児期の教育をとおして育まれた能力を踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能とするカリキュラム（課程）。生活科を中心にした合科的指導や、弾力的な時間割設定などの指導の工夫が求められる。

③障がいのある児童生徒の自立に向けた支援

- ・特別支援学校等からの専門的な助言を受けながら、保護者との信頼関係づくり、医療機関、福祉機関等との連携を推進します。
- ・町就学指導連絡会を開催し、個々の障がいの実態等に応じた就学についての情報提供を行うことで、適正な就学指導に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
町特別支援教育担当者等連絡会の開催	2 回開催
障がいについての研修の推進	学校ごとに実施
湯梨浜町就学指導連絡会の開催	3 回開催

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
個別の教育支援計画 ¹¹ 及び個別の指導計画 ¹² の作成率	100%	100%
hyper-QU 1 回目から 2 回目における、特別な教育的支援を要する児童生徒の満足群に属する割合の比較	調査中	○%上昇

施策 1－(6) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化、人口減少の進展に伴って、世帯構造の変化、地域コミュニティの希薄化等による体験活動機会の減少など、子どもたちの人間関係力や社会性等の育成が懸念されています。
- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と道德の時間との綿密な連携を図りながら、発達段階に応じた道德的実践力を育成する必要があります。また、各教科の指導等を通じて、子どもたちの人間関係をつなぐ力や社会性を育成する必要があります。
- 道德教育の役割が一層強く求められ、これまでの道德の時間が、新たに「特別の教科 道德」として位置付けられました。いじめ問題への対応を含め、現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性のある力の育成が必要です。

¹¹ 〈個別の教育支援計画〉

特別な教育支援を必要とする子どもに乳幼児期から高校卒業までを通じて一貫した支援を行うために作成する計画。進級、進学時に保護者の了解を得ながら引き継いでいく。

¹² 〈個別の指導計画〉

特別な支援を必要とする子ども一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項を示した計画。保護者と協議しながら作成する。

【めざすところ】

- 子どもたちが自己肯定感・自己有用感を高め、自立した人間として、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- 学校の教育活動全体を通じ、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

【施策項目】

①道徳教育の充実

- ・教科書を中心に「考え、議論する道徳」の授業を推進し、他者とのかかわりの中で自己肯定感を高めるとともに、多面的・多角的な見方・考え方を身につけることにより豊かな人間性を育みます。
- ・子どもたちの実態や課題、家庭や地域の期待を踏まえた重点目標を明確にした「道徳教育の全体計画」を作成し、全教職員が共通の課題意識を持って取り組む学校体制づくりを進めます。

②特別活動等の推進

- ・hyper-QUを年2回実施し、獲得が必要な対人関係を築く際に必要なソーシャルスキルを分析し、特別活動等の時間を用いて、児童生徒の発達段階や課題に応じたソーシャルスキルトレーニング¹³を実施します。
- ・子どもたちが生命の尊さや価値を知り、お互いの存在や多様性を尊重できるよう、道徳教育に加え、いのちの教育、人権教育などの心の教育を推進します。
- ・豊かな体験活動をとおして、感動する心や思いやりの心などの豊かな心を育成するとともに、規範意識を向上させ、自他の権利や生命を尊重する行動ができる子どもたちを育成します。
- ・職場体験や福祉体験等、児童生徒の発達段階に応じたさまざまな体験学習をとおして、子どもたちの自尊感情を高め、自分の生き方について考える教育を行います。
- ・集団の中で育つとされる児童生徒の社会性を、学校生活の中でできる限り育む機会を設け、特に子どもたちのコミュニケーション能力の育成と、感情をコントロールするスキルの獲得をめざします。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
「考え、議論する道徳」の授業の推進（教職員アンケート）	100%

¹³ 〈ソーシャルスキルトレーニング〉

学校生活や社会生活において、良好な人間関係構築し、自立して生きるために必要な知識や技術を身につけるトレーニング。

「いのちの教育（いのちについて考える学習）」を実施した学校の割合	100%
hyper-QU の実施と分析、分析に基づいた取り組みを行った学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
「自分にはよいところがある」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小 6） 75.6% （中 3） 82.4%	（小 6） 85.0% （中 3） 85.0%
「人の役に立つ人間になりたい」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小 6） 94.8% （中 3） 92.9%	（小 6） 95.0% （中 3） 95.0%
「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」（全国学力・学習状況調査）と肯定的に回答する児童生徒の割合	（小 6） 82.9% （中 3） 88.6%	（小 6） 95.0% （中 3） 95.0%

〈目標2〉 学校を支える教育環境の充実

全国的には少子化の進行や都市部への人口流入などにより児童・生徒数が減少していますが、湯梨浜町においては、今後数年間、大きな変化は見られません。しかし、小学校区別に見ると人口の偏在化が大きくなっていきます。また、児童数増加による教室の不足など、新たな課題も出てきています。

どこの学校に通っても良質な教育が受けられる環境を整備するためには、保護者・地域が一体となった学校づくりに向けての話し合いが必要です。各校の魅力を引き出す教育活動への参画、特定地域選択制度の取り組みの継続などの環境整備を進めます。

平成18年度から取り組んでいる少人数学級編制については、児童生徒同士及び教員とのかかわりが増えることなどにつながり、結果として、落ち着いた学級集団の形成が見られます。hyper-QUを基に「学力の状況」「学級満足度の状況」「学校生活への意欲の状況」の3観点で測る成果指標に基づき、引き続き成果を検証していきます。

少子高齢化、核家族化、過疎化が進み、地域コミュニティが薄れる中、子どもたちの実体験不足、規範意識の低下といった問題の顕在化が見られます。異年齢との交流の機会が減り、直接対面しコミュニケーションすることが苦手な子どもも見受けられます。地域でも、子どもたちを見かけなくなった、活気がなくなってきたとの声も聞きます。

そこで、町全体で地域学校協働活動の取り組みを進め、地域学校協働活動推進員の活躍や、学校支援ボランティアの活躍の場を生み出すことで、学校を核とした活力ある地域の実現をめざします。また、年々その重要性を増す連携の動きについては、小・中学校のそれに留まらず、小学校間、小中学校間でも一層進めなければなりません。

学校評価¹⁴の結果をはじめとし、学校の情報提供を着実に進め、学校・家庭・地域が一体となった「地域とともにある学校づくり」を推進します。学校運営協議会委員による外部評価を効果的に活用し、個々の課題や実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

また、子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化するなかで、いじめや不登校への対応、外国語教育や道徳教育への対応、子どもの貧困問題、頻発する大規模災害等から子どもたちの命と安全を守るための対応など、学校や教職員が取り組むべき教育課題や求められる内容が大きくなっています。子どもたちが、安全、安心な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外における安全確保、悩みを抱える子どもたちへのサポート体制、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの支援等を充実することが必要であり、学校を支える教育環境の充実がこれまで以上に求められています。

¹⁴ 〈学校評価〉

学校教育法に基づき、子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取り組み。

近年、グローバル化や急速な情報化の進展により、将来の変化を予測することが困難な時代を迎えようとしています。身の回りのものにＩＣＴが活用されていたり、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど、日常生活における営みがＩＣＴを通じて行ったりすることが当たり前となっている中では、子どもたちには、ＩＣＴを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められています。

さらに、さまざまな教育課題に的確に対応し、子どもたちの生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えることができる教育の実践を進めていくためには、教育の直接の担い手である魅力ある教員の確保・育成が最も重要になります。教員志望者が減少している現状です。長時間の時間外勤務が実態としてある教員の働き方改革を進めることにより、魅力ある教員の確保へとつなげていきます。

【施策】

- ２－（７） 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進
- ２－（８） 安心、安全で質の高い教育環境の整備
- ２－（９） いじめ、不登校等に対する対応強化
- ２－（１０） ＩＣＴ環境の整備
- ２－（１１） 少人数学級の継続
- ２－（１２） 教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施

施策２－（７） 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

【現状と課題】

- 子どもたちが地域の信頼できる大人たちと多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれることが期待されています。また、地域に根差した学習や体験活動を通じて、子どもたちがこれからの人生を前向きに考えたり、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれたりするほか、学びへの意識が向上する効果も期待できます。
- 社会とのつながりの中で学ぶことで、子どもたちは自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのために、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められます。
- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会とが共有し、これからの社会を創り出していくために、子どもたちにどのような能力が必要なのかを検証し、地域と連携・協働しながらめざすべき学校教育を実現します。参加する地域の人たちにとっても、自らの学びの場となり、特に高齢者にとっては、健康の維持・増進や生きがいとなる活動の場として期待されています。

【めざすところ】

- 学校や地域の実態等を踏まえながら、現代的な諸課題に対応した特色ある教育を推進することで、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として主体的に判断し、課題を解決していく力を育成します。

【施策項目】

①地域の特色を生かした学校づくり

- ・学習教材や学習の場を広く地域に求め、地域資源（人材・自然環境・社会環境・郷土財産等）を活用した体験活動や地域学習など、その地域や学校ならではの特色ある教育活動を推進します。地域人材の活用や、学校と図書館、公民館等との連携などにより、地域に学ぶ教育、多様な学びの充実に図ります。
- ・豊かな自然環境の中で、少人数ならではの教育活動の推進等、泊小学校の特徴を生かした特定地域選択制の取り組みを継続します。

②地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校の教育目標の実現に向け、学校内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育課程の編成・実施・評価・改善を核としたPDCAサイクル¹⁵を確立します。また、めざすべき目標の達成に向け、教育活動を横断的、組織的、計画的に行う体制を整えます。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）¹⁶の円滑な運営に資する地域学校協働活動推進員の配置により、幅広い地域住民や地域の多様な団体等が参画する、町民みんなで将来を担う子どもたちを育む環境整備を推進します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
地域資源を活用した体験活動、地域学習を行った学校数	100%
学校運営協議会での評価を活用した具体的方策の設定を行っている学校数	100%
地域学校協働活動 ¹⁷ の行われた学校数	100%

¹⁵ 〈PDCAサイクル〉

①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評価（check）し、④改善（act）が必要な部分はないかを検討し、次の計画策定に役立てる。検証改善のサイクル。

¹⁶ 〈学校運営協議会（コミュニティ・スクール）〉

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

¹⁷ 〈地域学校協働活動〉

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行うさまざまな活動。

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」(全国学力・学習状況調査)と肯定的に回答する児童生徒の割合	(小6) 54.6% (中3) 41.2%	(小6) 60% (中3) 60%
学校教育活動に関わった地域人材等の人数	193 人	250 人

施策2-(8) 安心、安全で質の高い教育環境の整備

【現状と課題】

- 東日本大震災や鳥取県中部地震、豪雨災害の頻発等、自然災害が相次いでいます。各校では、日常からの安全教育を行っています。かけがえのない子どもたちの命が脅かされる事例も報告されています。不審者により子どもが被害者となる事件が報じられ、町内でも自転車乗車中の交通事故等も発生しています。これらを教訓に、子どもたち自らが命を守り抜くための防災教育、防犯教育、交通安全教育の充実が求められています。
- 家族形態、雇用形態や勤務形態などライフスタイルやワークスタイルの多様化を背景に、子どもの成長を支える環境は大きく変化しています。子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることがないために必要な環境整備の提供と、教育の機会均等及び健やかな成長を保障する施策が必要です。

【めざすところ】

- 子どもたち自らが、自分の命を守ることができるよう安全教育の充実を図ります。学校・家庭・地域が連携して取り組むとともに、学校安全計画・危機管理マニュアルの点検・見直し、多様で実践的な避難訓練の実施、安全点検の徹底等、学校における危機管理体制の強化に向けた取り組みを進めます。
- 校内で新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の感染拡大を防止するための教職員の研修、児童生徒の意識の向上による行動化をめざすとともに衛生用品の配備等に努めます。
- 家庭の経済的状況によらずに教育が等しく受けられるよう、就学援助費制度、奨学金制度、高等学校通学費補助制度等の維持と充実に努めます。

【施策項目】

①安全指導、安全管理の徹底

- ・地域との協働による学校づくりの一環として、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進及び支援します。
- ・さまざまな災害や犯罪等の脅威から子どもの安全を守るため、学校危機管理マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。また、年度初めに全教職員が共通理解するとともに、訓練等の結果をもとに点検・見直しを行い、防災・防犯に対する備えを強化します。
- ・地震や火災等の被害から子どもたちを守るために避難訓練等を実施するなど、実践的な防災教育を推進します。

- ・自転車乗車中の交通事故等をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。
- ・通学路の安全確保については、毎年度、地域関係者や学校、警察、道路管理者、関係課等で合同点検を行い、交通安全の視点のみならず、防災・防犯の視点も踏まえ、必要な対策を講じるように努めます。
- ・校内で新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の感染拡大を防止するための教職員の研修等による意識向上、児童生徒の感染予防のための行動化に努めるとともに衛生用品の配備等を図ります。
- ・子どもたちが主体的に自他の命を守り、安全に行動する態度を身につけさせるための安全教育の推進を図り、日常生活の中に潜む危険を予測しながら、的確な判断及び行動ができるよう意識の高揚を図ります。
- ・教職員は、学習場所や学習内容における危険因子の把握や、子どもの体調や様子を正確に確認するなど、常に危機管理意識を持ち、子どもの安全を最優先に考えた教育活動を行います。

②教育施設の整備

- ・「湯梨浜町学校施設の長寿命化計画」に基づき、専門業者による点検、教職員による学校施設等の定期的な点検を行います。必要に応じて、学校施設等の維持や改修を行い、教育施設の長寿命化を推進します。

③子どもの貧困¹⁸対策

- ・すべての子どもの教育を受ける権利を保障するため、経済的な理由によって、就学が困難と認められる家庭に対する施策の維持と充実に努めます。
- ・社会情勢や国の「要保護児童生徒の就学援助の支給基準」を参考に、就学援助制度の支給額の見直しを検討します。また、制度についての周知を徹底し、すべての子どもが安心して学べる教育環境を支援します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
避難訓練（不審者対応、地震、火災等）を年2回以上実施した学校の割合	100%
学校危機管理マニュアル（生活安全、交通安全、災害安全のすべて）について点検・見直しを実施した学校の割合	100%
毎年度における全児童生徒保護者への就学支援制度の周知	100%

¹⁸ 〈子どもの貧困〉

相対的貧困にある18歳未満の子どもが存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指す。厚生労働省（平成28年国民生活基礎調査）によると、日本では7人に1人の子どもが貧困状態にある。

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
児童生徒が巻き込まれた自転車乗車中などの交通事故件数	1 件	0 件
通学路の改善率（改善数/危険箇所点検数）	40%	80%
学校管理下における事故発生件数	小学校 47 件 中学校 26 件 （日本スポーツ振興 センター関係分）	小学校 40 件 中学校 20 件
就学時及び進級時における制度案内及び広報・ホームページ等での周知	100%	100%

施策 2－(9) いじめ、不登校等に対する対応強化

【現状と課題】

- 平成 25 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」では、国、地方公共団体、学校それぞれのいじめ防止基本方針の策定等について規定され、平成 29 年 3 月に、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。本町においても、平成 26 年に策定した「湯梨浜町いじめ防止対策基本方針」を平成 30 年に見直し、いじめの防止等に向けた対策を進めています。いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識の充実を図っていく必要があります、いじめの防止、早期発見、適切な対応が一層求められています。
- 不登校の様態は、子どもたちの発達の課題や児童虐待、貧困など家庭基盤の脆弱さを背景とするものなど、学校では対応が困難なケースが増加しています。不登校は、特別な状況下で起こるのではなく、「どの子にも起こり得る」ととらえることが必要です。こうした課題に対応するためには、スクールカウンセラー¹⁹やスクールソーシャルワーカー²⁰等の専門家と学校との連携を深め、福祉、心理、教育という各視点を総合し、不登校の子どもたちの状況に応じた適切な支援を行うことが求められています。町立学校における不登校の出現率は、小学校、中学校ともに増加傾向が見られ、発達段階や生活環境の変化などのさまざまな状況に応じた適切な支援が求められます。
- 不登校やいじめの未然防止にむけて、教職員一人一人の専門性の向上と、子どもたちが自己肯定感等を感じることができる居場所づくり、周りの人と関わりな

¹⁹ 〈スクールカウンセラー〉

臨床心理に関し高度に専門的な知識、経験を有する者であり、教員等とは異なる立場で児童生徒へのカウンセリングをしたり、教員及び保護者に対する助言や援助をしたりする専門員。

²⁰ 〈スクールソーシャルワーカー〉

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材。

がら主体的に活躍できる場面を実現する絆づくりに取り組むことが重要です。また、普段から子どもと教職員、子ども同士が良好なコミュニケーションを図るとともに、教職員間の連携を密にした組織的な体制を確立することが必要です。

【めざすところ】

- 子どもたちの抱える「不安」や「悩み」を早期に把握、対応できる体制を整え、いじめや不登校等の課題の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【施策項目】

①いじめ問題等に対する対応強化

- ・ 子どもたち一人一人の規範意識や望ましい人間関係を築く力を高めるとともに、道徳教育や人権教育を通じて、「いじめは命にかかわる問題である」という認識を持たせ、「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校づくりに取り組みます。
- ・ 各校において、年度当初に「いじめの定義」「いじめの防止等のための基本的な方針」等について全職員で共通認識を図ります。
- ・ いじめに関する情報を集約する担当を配置する等、国の示した定義に基づいていじめを積極的に認知し、その解消に向けて早期対応できる校内体制を整えます。
- ・ 定期的にいじめアンケートを実施するとともに、教育相談を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- ・ 各校のいじめ認知件数及び対応状況の把握を行い、スクールソーシャルワーカーを派遣する等、いじめが解消するまでの各校いじめ対策委員会の対応を支援します。学校だけでは対応しきれない事案については、いじめ問題サポートチーム等を招集して対応を支援します。

②不登校等に対する対応強化

- ・ 子どもたちが安心して学び、活動できる人間関係づくりや、一人一人を大切にした授業づくりを行います。また、子どもたちが自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう、一人一人が活躍できる場を創り、互いに認め合い、自己肯定感を味わうことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・ 教育相談員等による不登校傾向を示す子どもへの相談活動や働きかけを行います。
- ・ 指導主事やスクールソーシャルワーカーが学校と定期的に情報共有を行い、不登校傾向を示す子どもの早期発見、早期対応を支援します。
- ・ スクールソーシャルワーカーを学校に積極的に派遣して個々のケースについて検討を行い、関係機関との連携を図りながら、個の状況に応じた支援につなげていきます。

- ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携及び協力したケース会議でのアセスメント²¹の実施と、アセスメントに基づいてプランニングされた支援を実施します。
- ・町教育委員会主催の不登校対策委員会を実施し、教育相談（不登校）担当教員への研修等をとおして、学校の組織的な対応の質的向上とともに、学校間の情報交換を推進します。
- ・不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくり、不登校の要因や背景を把握するための家庭訪問やスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、登校にあたっての受入体制の整備などの支援を行います。また、子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会への参画、中部子ども支援センター、中部ハートフルスペース、フリースクール、児童相談所、医療機関等のさまざまな関係機関との連携も含めた支援を実施します。
- ・中部子ども支援センターの運営費用の負担継続、フリースクールを利用している子どもたちへの授業料援助に取り組みます。
- ・学年間や校種間の引き継ぎ連携システムを強化し、継続的・組織的に不登校児童生徒にかかわる体制を整備します。
- ・児童虐待に対して、早期発見努力義務・早期通告義務を果たすとともに、児童生徒の安全を確保するために、学校と福祉・医療・警察等の関係各機関が連携して、虐待の被害を防止する適切な対策をとるための体制づくりに努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
年度当初にいじめの定義、方針、対応体制についての確認を行った学校の割合	100%
情報を集約する担当等、いじめ対応に係る校内組織を整備している学校の割合	100%
スクールソーシャルワーカーの積極的派遣によるケース検討の実施	支援を要する児童生徒の80%をカバーする
不登校対策委員会の実施	年3回
定期的にいじめアンケートを実施し、教育相談を行った学校の割合	100%
指導主事やスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校との情報共有の実施	2週間に1回以上実施

²¹ 〈アセスメント〉

支援者が何を求めているのか正しく知ること。そしてそれが生活全般の中のどのような状況から生じているかなど、対象者の理解だけにとどまらず、対象者を取り巻く環境も含めた情報を元に総合的、多角的に見立てること。援助活動の前に行われる評価。

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
不登校児童生徒の出現率	(小学校) 1.05 (中学校) 4.86	(小学校) 0.50 (中学校) 3.68
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と肯定的に回答する児童生徒の割合	(小6) 96.1% (中3) 98.3%	(小6) 100% (中3) 100%
hyper-QU における承認得点（仲間等から認められていると感じているか）が全国平均を超える児童生徒の割合	(小学校) 65.5% (中学校) 67.3%	(小学校) 80.0% (中学校) 80.0%
「学校に行くのは楽しい」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	(小6) 77.0% (中3) 81.6%	(小6) 90% (中3) 90%
不登校児童生徒の中で前向きな行動・変容等の改善が見られた割合（生徒指導月例報告）	60.0%	80.0%

施策2－(10) ICT環境の整備

【現状と課題】

- 新学習指導要領において、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが求められています。
- 「Society 5.0」²²時代を生きる子どもたちにとって、今後の社会生活や激化する国際競争社会を生き抜いていくためには、情報技術の進化に対応でき、有用な情報を適切に選択、理解及び活用できる能力が重要となっています。このためには、普段から積極的にICTを活用した学習を進め、機器の操作に慣れることだけでなく、膨大な情報の中から必要なものを選択し活用できる「情報活用能力」や「創造力」の育成を図る必要があります。
- 多大な費用が必要となるICT機器の整備及び更新は、今後の国や県の動向をはじめ、近年の技術革新によるICT環境の変化、町の財政状況、社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等に注視しながら対応します。

【めざすところ】

- 「湯梨浜町立学校ICT環境整備計画（2019年～2023年）」及び国の動向を踏まえ、可能な限り早期に国の整備基準の達成をめざします。同時に、十分な通信速度及び通信容量の整備に努めます。
- 小中学校にICT支援員を配置したり、運用機器サポート体制を整備したりすることで、ICT機器を活用しやすい環境の構築、整備に努めます。

²² 〈Society 5.0〉

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会を指す。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。（内閣府）

- 子どもたちの理解度向上や教職員の授業準備の効率化などが期待されているデジタル教科書や、学習支援ツールソフトなどの導入も検討し、ＩＣＴを効果的に活用した授業を展開することができる整備を進めます。
- 教職員が十分にＩＣＴ教育を行うことができるよう、ＩＣＴ支援員などの人的配置をはじめ、各校情報主任等で構成されるＩＣＴ活用支援チームで、実践的な活用方法の研究、公開研究授業、各学校単位の勉強会、各種情報共有などを実施し、全教職員のＩＣＴ教育実践のレベルアップを図ります。

【施策項目】

①計画的なICT環境の整備

- ・国の動向を注視しつつ、湯梨浜町立学校ＩＣＴ環境整備計画を着実に推進し、学習者用及び教師用コンピュータ、大型提示装置など小中学校のＩＣＴ関連機器を計画的に整備します。
- ・「ＧＩＧＡスクール構想」²³に対応した超高速情報通信ネットワーク環境の構築及び維持を行います。
- ・ＩＣＴを効果的に活用した授業を展開することができるよう、ＩＣＴ支援員、機器サポート体制を整備します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
大型提示装置・実物投影機の設置（各普通教室１台、特別教室用として６台）	100％整備

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
大型提示装置の設置	小 38.1% 中 100%	小 100% 中 100%
実物投影機の設置	小 23.6% 中 55.0%	小 100% 中 100%
児童生徒１人１台のタブレットの整備	調査中	100%

²³ 〈ＧＩＧＡスクール構想〉

Global and Innovation Gateway for ALL の略。Society5.0 時代を担う人材を育成するため、義務教育段階において、令和５年度までに児童生徒に１人１台の端末を配備するとともに、学校における高速大容量の通信ネットワークを整備するもの。

施策2-(11) 少人数学級の継続

【現状と課題】

- 本町では、平成18年度から町基準の少人数学級編制を県内他市町村に先駆けて実施してきました。小学校3～6年生は、町基準1クラス33人（県35人、国40人）で編制し、一人一人に合わせたきめ細やかな指導をめざしています。
- 今後も町作成の少人数学級成果指標に基づいて成果を検証し、より効果のある少人数学級を生かした指導の在り方を研究していく必要があります。

【めざすところ】

- 少人数学級のよさを効果的に活用し、個に応じたきめ細やかな指導の中で学力向上を図ります。

【施策項目】

①少人数学級の成果検証

- ・hyper-QUの「学力の状況」「学級満足度の状況」「学校生活への意欲の状況」の3観点で、少人数学級の成果を年度ごとに検証します。

②少人数指導・チームティーチング指導による指導の充実

- ・児童生徒一人一人の学習状況を把握したきめ細かな指導を行います。
- ・児童生徒の学習習熟度に応じた学級の枠を超えた少人数指導²⁴や、教師の強みを生かしたチームティーチング指導²⁵を実施します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
全国学力・学習状況調査、小：標準学力検査（NRT）、中：標準学力調査結果	全国平均を上回る
hyper-QU学級満足度の「学級生活満足群」の割合	全国平均を上回る

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
指標3項目で全国平均を上回る少人数学級対象学年の割合（学力状況・学級満足度・学校生活意欲）（全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）、標準学力調査、hyper-QU）	25%	100%

²⁴ 〈少人数指導〉

少人数の学習集団を編成し、それぞれの集団にかかわる教師が個に応じたきめ細かな指導を行う方法。

²⁵ 〈チームティーチング指導〉

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて指導する方式。

施策2-(12) 教職員の働き方の適正化に向けた取り組みの実施

【現状と課題】

- 学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、学校・教職員に求められる役割が増大する中で、学習指導要領の確実な実施など、学校教育のさらなる充実とともに、教職員の適正な働き方による持続可能な学校運営が求められています。
- 働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする気運が高まり、学校においても、教職員の業務が多岐多様にわたり、長時間勤務となっている実態から、働き方改革²⁶は急務となっています。

平成31年、中央教育審議会答申により、これまでの教職員の働き方を見直し、学校における働き方改革を推進するにあたり、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制のあり方、④教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について、総合的な方策が提言されました。

令和元年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正され、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関して、令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として告示されました。本町においても、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措置について定める「湯梨浜町立学校の教育職員の業務量等に関する規則」を新設するとともに、同規則の運用に関する詳細等について「湯梨浜町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。

【めざすところ】

- 教職員が子どもたちとじっくりと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・学校行事等の縮減・精選や、学校業務支援システム（C4th）等のICT活用による校務・業務の効率化及びデータ共有化を推進します。さらには、部活動指導員²⁷やスクールソーシャルワーカー等の外部人材の活用、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図るなど、学校における働き方改革を進めます。

²⁶ 〈働き方改革〉

労働環境を大きく見直す取り組みのこと。一人一人の意志や能力、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求していくことを目的とする。

²⁷ 〈部活動指導員〉

中学校・高校の部活動において、学校長の監督下で顧問の教職員に代わり、単独で指導・引率可能な職員。平成29年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、新たに制度化された職員。

- 教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス²⁸対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進めます。

【施策項目】

①学校運営体制の見直し

- ・学校運営協議会制度の整備をさらに進め、地域や保護者の理解や協力を得ながら、これまで学校や教職員が担ってきた業務の削減や担い手の見直しを行います。
- ・学校で多種多様な業務を担っている教職員を支援するため、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、運動部活動外部指導者等の外部人材を積極的に配置します。

②教職員の健康管理

- ・各教職員の毎月の勤務時間を把握し、長時間労働者に対しては管理職面談を行い、長時間労働の解消をめざします。併せて、申出者に対して産業医による面談を実施できる体制を整えます。
- ・年2回のストレスチェック²⁹の実施により、教職員の健康保持、メンタルヘルス対策を行います。産業医による面談を必要とする者への体制も整備します。併せて、集団分析を行い、働きやすい職場環境づくりにも努めます。

③業務改善の推進

- ・学校閉庁日を設定し、教職員の年次有給休暇等の取得促進を図ります。
- ・「学校共同事務室」を設置し、事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化・平準化、OJT³⁰の実施による事務職員の育成及び能力の向上など、事務処理のさらなる効率化及び質の向上をめざします。
- ・放課後等の時間に、教職員が教材研究等に専念できる環境を整えるため、一定時刻以後の外部からの問い合わせ等については留守番電話での対応とするよう、各校への機器の導入を図ります。

²⁸ 〈メンタルヘルス〉

精神面における健康、こころの健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

²⁹ 〈ストレスチェック〉

労働安全衛生法の規定により、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的とした調査。

³⁰ 〈OJT〉

On-the-Job Training の略。職場内で、日常業務に携わりながら必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導・育成・相互開発することによって、職員の全体的な業務遂行能力や力量を向上させるすべての活動。

- ・「部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から、適切な休養日や活動時間を設定します。併せて、地域への移行も含めて、部活動の在り方の検討を進めていきます。
- ・校務を標準化し、業務の効率化を図るため、学校業務支援システムの普及・活用を推進します。
- ・ＩＣＴを活用した情報共有の推進等、業務の効率化に向けた取り組みを行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
毎月の各教職員の勤務時間の把握	100%
長時間労働者への管理職面談の実施	100%
ストレスチェック受検率	100%
外部人材の配置が業務改善において有効だったと回答した学校の割合	100%
学校閉庁日における年次有給休暇等取得者の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
月に 45 時間以上超過勤務を行う教職員の割合	38.66%	15%
教員一人当たりの 1 か月平均時間外勤務時間	37.67 時間	30.00 時間
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	4.9% (11 月)	2 %
年次有給休暇を 5 日以上取得した教職員の割合	データなし	100%

〈目標3〉 地域でつながり、生涯にわたり学び続ける環境づくり

近年、地域社会において人間関係や住民相互のつながりが希薄化し、支え合う意識の低下や地域社会の人と人との結びつきが弱まることが心配されています。元来、子どもたちは、地域の人々との交流をとおして社会習慣や規範意識、ふるさとへの愛着を身につけながら、自分の人生や社会を切り拓いていきます。子どもたちが自然体験や地域学習をとおして生きる力を育み、ふるさとのよさを実感し、地域社会の一員としてまちづくりに関わる人財³¹となるよう育てることが求められています。そのため、家庭・学校・地域が連携し、他者と人間関係を豊かに結び、協働する力や、ふるさとの良さを探求し未来を創造する力の育成を図る、ふるさとキャリア教育を推進します。また、少子高齢化、核家族化、情報機器の急速な普及など、家庭を取り巻く急速な社会変化の中、家庭教育を地域で支える取り組みや、保護者を支援するネットワーク、保護者の不安や悩みに寄り添う相談体制の充実、地域で青少年を見守り、育む体制づくりを推進していきます。

一方で、「人生100年時代」の到来が予測され、あらゆる世代に生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯をとおして学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。生涯学習の一環として、技術革新やグローバル化など変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、また 出産や子育て、介護等、ライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。併せて、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりをめざした人権学習の継続と充実も必要です。

このように、あらゆる世代が豊かな人生を切り拓いていくための生涯学習社会の実現に向け、さまざまな社会課題や多様なニーズに沿った学びの機会を提供していきます。そのため、社会教育法に規定されている社会教育主事などの専門職員の養成及び適切を継続的に配置し、設置が急務です。を行いながら、専門職員が中心となって、実践の拠点として、地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設を実践の拠点として活用しながら、地域人財や学校とも連携を図ります。ながら、専門職員が様々な分野の学習・体験活動の機会の創出に関わるほか、芸術・文化活動の振興を図るとともに、安心できる居場所づくりなどや、地域の人と人のつながりを育み、地域全体で学び続けられる仕組みを推進していきます。

併せて、社会教育施設は、地域の学習活動のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点、子どもから高齢者まで安心して過ごせる居場所など、幅広い役割が期待されており、適切な維持および整備を行っていきます。さらに、豊かな心や人とのつながりを維持し社会変化を見据え発展させていくことができるよう、高度情報社会に対応した生涯学習環境のあり方等についても、模索していくことが求められます。

³¹ 〈人財〉

「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを込め、あえて「人財」と標記している。

【施策】

- 3－(13) ふるさとキャリア教育の推進
- 3－(14) 家庭教育の充実
- 3－(15) 明日を拓く青少年の育成
- 3－(16) 人権教育の充実
- 3－(17) 図書館機能の充実
- 3－(18) 公民館活動の充実
- 3－(19) 芸術・文化活動の振興

施策3－(13) ふるさとキャリア教育の推進

【現状と課題】

- 社会とのつながりの中で学ぶことで、子どもたちは自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができます。このことは変化の激しい社会において、子どもたちが困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になります。そのために、これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることがますます求められます。
- 平成30年度から導入した「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の取り組みをさらに充実させ、「地域学校協働活動」と一体的に推進していくことで、保護者や地域住民が当事者意識を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をすすめます。
- 今後、若者の県外流出などによる人口減少が想定されます。小学校から中学校まで各段階を通じた体系的なふるさと教育³²等を推進し、地域に愛着を持ち、地域を支える人財を育成していくことが必要となっています。
- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まるとともに、子どもたちは、以前と比べ、社会や地域の問題への関心が弱く、地域の大人との関わりも少くない現状にあります。地域社会の中で人とつながり、地域を知ることで、社会の一員として自分の生き方や働き方について考えを深め、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成することが必要です。

³² 〈ふるさと教育〉

鳥取県は「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）をとおしてふるさとに誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（自己確立、自己同一性）を創りあげていく教育活動」と定義している。

【めざすところ】

- 学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力、ふるさとへの愛着や社会へ貢献しようとする力を育成します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域学校協働活動等の取り組みにより、社会総がかりで、子どもたちの成長を支えながら地域を活性化する体制づくりを進めます。
- 本町の豊かな自然、受け継がれてきた歴史や文化を継承し、町民が地域に誇りと愛着を持つような機会を整えるとともに、ふるさと学習とキャリア教育³³とが連動したふるさとキャリア教育を推進します。

【施策項目】

①ふるさとキャリア教育の推進

- ・小学校社会科副読本『わたしたちの湯梨浜町』を定期的に改訂しながら、各校での活用の促進を図ります。
- ・各教科や総合的な学習の時間において、各校の創意工夫を生かしながら地域の自然や歴史、文化、暮らしなど、地域を題材として実際に「見る・聞く・触れる」ことを重視した体験活動や地域学習を進め、ふるさと湯梨浜の魅力が体感できる教育を展開します。
- ・学校支援ボランティア等の地域の人々とのつながり、郷土資源・財産、施設を活用した学習を展開し、ふるさと湯梨浜への誇りと愛着を育む教育の充実を図ります。
- ・子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、生涯を見据え、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考える機会をつくります。また、自己の変容を自己評価できる「キャリア・パスポート³⁴」を活用し、社会とのつながりや社会における自らの役割を考え、社会の一員としての自覚を促すとともに、将来を見据えて自らが主体的に判断して目標に向かって努力する態度や能力を養います。

②学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進

- ・子どもたちの豊かな成長のために、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校・家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して学校教育目標の実現を図ります。このため、学校運営に必要な協議を行う学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と、PTAや地域住民、団体

³³ 〈キャリア教育〉

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。

³⁴ 〈キャリア・パスポート〉

等の参画による、ふるさと学習などの授業支援、学校の環境整備や子どもたちの登下校の見守り等、地域と学校との連携・協働による地域学校協働活動を一体的に推進します。

- ・学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、学校運営、学校教育に参画する「学校支援ボランティア」の拡充をめざします。
- ・学校、家庭及び地域住民が一体となった教育に取り組む体制づくりが求められており、各校に学校と地域のパイプ役となる「地域学校協働活動推進員」を配置し、幅広い地域住民の学校運営への参画と豊かな学びを保障する教育環境の充実を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
副読本「わたしたちの湯梨浜町」を活用した学習を行った小学校の割合	100%
ふるさと学習、地域での体験活動を行った学校の割合	100%
「キャリア・パスポート」を活用した学習を行った学校の割合	100%
地域住民等の参画による地域学校協働活動を実施した学校の割合	100%
地域学校協働活動推進員が配置された学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現 況 値 (R1)	目 標 値 (R7)
「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小6）93.5% （中3）70.2%	（小6）95% （中3）95%
住んでいる地域や湯梨浜町が好きと肯定的に回答する児童生徒の割合（町独自アンケート）	87.4%	90.0%
「今住んでいる地域の行事に参加している」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小6）92.1% （中3）71.1%	（小6）95% （中3）80%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と肯定的に回答する児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	（小6）54.6% （中3）41.2%	（小6）70% （中3）70%
学校支援ボランティア登録者数	119 人	250 人

キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すさまざまな学習経験や活動の記録等を児童生徒自身が書き込むもの。小学校から高等学校までの12年間、学年間、校種間で引き継がれる。

施策3-(14) 家庭教育の充実

【現状と課題】

- 少子高齢化や情報化の進展、経済のグローバル化など、日本社会の大きく急速な変化は、家庭生活や地域社会のあり方にも大きな影響を及ぼしています。核家族化が進むことで、子育て経験の伝承が困難になり、保護者は身近に相談できる人が少なくなりました。加えて、保護者の子育て観・教育観も多様化し、生活習慣や善悪を判断する力などを、こども園や学校が身につけさせることも必要となってきました。子どもにとって家庭は心が安定するところ、学びの土台となるところであり、保護者を支える環境を整えながら、家庭の教育力向上を図っていく必要性が高まっています。
- 核家族化や少子化、電子メディアの普及など、現代の家庭を取り巻く環境や保護者のライフスタイルは大きく変化しています。それに伴い、保護者がゆっくり子どもと向き合いコミュニケーションをとることが難しい家庭が多くなっています。また、子どもが家庭の中で助け合ったり、譲り合ったり、課題解決をしたりという社会性を育む機会が減少しています。家庭は、基本的な生活習慣、優しさや思いやりなどの豊かな情操、倫理観、規範意識、自制心や自立心など、子どもの「生きる力」を育むすべての教育の出発点です。家庭の教育力の低下を直視し、改めてその重要性を啓発し、保護者会やPTAをはじめ、町内各機関と連携を強化して家庭の教育力向上に向けた実践につなげていくことが必要です。
- 保護者が子育てで悩んだり困ったりしても、相談できる人が周りにいない現状が生じています。保護者に寄り添う相談の機会の充実や保護者同士の仲間づくり、家庭教育支援のネットワークを広げる取り組みを推進することが必要です。
- 情報機器の急速な普及による情報化のさらなる進展により、SNS³⁵などを通じた子どもが被害者となる事件やいじめが多発し、インターネット³⁶に関するトラブルは、ますます複雑かつ多様化の傾向にあります。保護者が情報機器の適正な利用に関する知識を身に付け、安全な利用を、子どもとの日々の生活の中で実践していくことが必要です。

【めざすところ】

- 家庭内での保護者と子どもとのコミュニケーションをとおして、子どもが基本的な生活習慣、優しさや思いやり、倫理観、規範意識、自制心や自立心などを身に付けることをめざします。
- 保護者の悩みや不安に寄り添う相談体制や仲間づくり、地域とつながる交流の機会や家庭教育支援のネットワークを充実させ、保護者が孤立しない環境づくりをめざします。

³⁵ 〈SNS〉

Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

³⁶ 〈インターネット〉

地球規模で広く相互接続されているコンピュータネットワーク。

- 家庭での実践をととして、子どもがインターネットやSNS上のルールやマナー、スマートフォンなどの情報機器の安全な利用方法などを身に付けることをめざします。

【施策項目】

①保護者の研修・相談機会の充実

- ・行政関係課及びPTA組織等と連携し、妊娠期から義務教育終了時までの子どもの発達段階に応じた保護者研修を推進します。
- ・青少年育成団体と連携した町民研修会や家庭教育講座を実施し、保護者が家庭教育について学ぶ機会や保護者と地域住民とをつなげる交流の場を提供します。
- ・企画課と連携して、「ゆりはま家族の日」（11月の第3金曜日）におけるノーマディアデーの取り組みを継続します。
- ・TCC文字放送や広報誌の活用、学校等でのリーフレットの配布等による「湯梨浜町子育て・親育ち10か条」及び「ぬくもり伝える10秒の愛」の普及・啓発・浸透を図ります。
- ・保護者と子どものさまざまな体験を通じたコミュニケーションを推進するため、幼児・小学生とその保護者等を対象とした各種体験活動の機会を提供します。
- ・子育てや家庭教育について行政関係課と連携し、5歳児健診等での教育相談に取り組み、必要な支援につなげていきます。

②保護者等の情報モラルの育成

- ・インターネットやSNS上のルールやマナー、スマートフォンなどの情報機器の安全な利用方法などを学ぶための情報提供をします。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
5歳児健診での教育相談コーナーの設置	毎回設置
情報モラルに関する情報提供	年1回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
青少年育成町民研修会、家庭教育講座の参加者数	96人	維持及び向上
「子育て・親育ち10か条」各条の「実践している」の回答率の平均値（子ども会育成者研修会アンケート）	40.5%	50%

施策3－(15) 明日を拓く青少年の育成

【現状と課題】

- 少子高齢化や人口減少、情報化、グローバル化の進展など、青少年を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。これに伴い、急激な社会の変化に対応できる能力（主体的に課題に取り組む力、粘り強くやりきる力、思いやりをもって他者と人間関係を結び協働する力など）、数値化できない「非認知能力」³⁷がますます重要となっています。
- ライフスタイルの変化や核家族化、地域の人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れなどによる、世代間交流や体験活動の機会の減少に伴う、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。
- 近年、犯罪や事故、虐待などの危険から子どもたちを守ることの重要性に対する社会全体の意識は高まっていますが、地域の人間関係の希薄化などにより、地域の大人たちが近所の子どもを見守る土壌が失われつつあります。「地域の子どもは地域で守る」という意識をもって、日常的に近所の子どもたちとコミュニケーションを持つことが求められています。

【めざすところ】

- 青少年が地域の中で他世代や多様な人々と交流し、地域の自然・文化遺産に触れることで、地域の人とコミュニケーションをはかる力や地域の一員として地域に貢献したいという意欲の向上をめざします。
- 地域の人財を活用して、子どもたちが地域の中で安心・安全に過ごせる環境づくりをめざします。

【施策項目】

①地域における青少年の体験活動の推進

- ・ 青少年が地域の中で他世代や多様な人々と交流し、地域の自然・文化に触れる機会を創出するため、青少年育成団体等と協力して、各種体験活動を実施します。
- ・ 青少年が地域の一員として、自主性や社会性を持ってその個性や能力を発揮することができるよう、中高生等の学生ボランティアの育成を行います。

②青少年が安心・安全に過ごせる環境づくり

- ・ 地域の人財を活用し公民館等において放課後子ども教室を実施することで、放課後や長期休業期間等の安心・安全な居場所を確保し、地域の人々との交流や体験活動、学習支援等を提供します。

³⁷ 〈非認知能力〉

IQや学力など数値化可能な「認知能力」に対して、粘り強さや思いやり、コミュニケーション能力など、生きていく上で必要な数値化できない能力。

- ・地域の人財や青少年育成団体等と連携・協力して、巡回補導・あいさつ運動・登下校等の見守り活動を実施し、青少年が安心・安全に過ごせる環境づくりを推進します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
青少年健全育成を目的とする体験事業の実施	年 5 回以上
青少年育成団体等と連携した巡回補導・あいさつ運動の実施	年 20 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
青少年健全育成を目的とする体験事業の参加者数	延 285 人	延 300 人以上
巡回補導・あいさつ運動・見守り活動参加者数	137 人	140 人以上

施策3－(16) 人権教育の充実

【現状と課題】

- 人権尊重のまちづくりをめざして、町民一人一人がお互いを認め合い、年齢・性別・出自等に関係なく安心して暮らせるように、幅広い年齢層を対象とした人権教育を展開していく必要があります。
また、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて、自分たちの生活の中にある人権に関する問題の学習や解決に取り組むとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習とそれぞれの差別問題の解決という個別的な視点からの学習により、児童生徒の人権意識の向上と自他の人権を尊重する態度の育成に努めます。
- 「人権問題は重要な問題である」と認識されながらも、直接、自分に関わりがあると捉えている町民は多くありません。人権教育を進めるにあたって、さまざまなテーマを取り上げ、身近な生活の中にある人権問題への気づきを促していくことが必要です。
- 町人権教育推進協議会は発足から 15 年が経過しました。協議会内の 7 つの部会は、それぞれ研修会や啓発など、会員の人権意識の向上に向けた活動を行っています。今後いっそう活発な活動をしていくため、会員向けの研修や啓発に力を入れていく必要があります。

【めざすところ】

- さまざまな人権問題について学習する機会を提供し、町民一人一人がお互いを認め合い、年齢・性別・出自等に関係なく安心して暮らせる人権尊重の町づくりを推進していきます。

- 職場や地域においてさまざまな人権問題について学習することで、一人一人が身近な差別や人権問題に気づき、問題解決に向けて行動を起こす姿勢をつくりま
- す。
- 社会教育と学校教育とが連携しながら、人権問題について学習する機会を確保するとともに、内容の充実を図ります。

【施策項目】

①さまざまな人権問題についての学習機会の提供

- ・ 町民一人一人が、興味・関心に応じて人権学習ができるように、各種大会、研修会等でさまざまな人権問題に関する学習機会を提供します。
- ・ 幅広い年齢層の町民が人権問題に興味・関心が持てるように、研修会や講演会だけでなく落語や体験教室、ワークショップ等いろいろな学習形態を取り入れます。
- ・ 学校やPTA等のさまざまな機関と連携を深め、人権問題についての学習機会の確保と、学習内容の充実に努めます。

②町人権教育推進協議会の活動支援

- ・ 社会部会、学校部会、保育部会、事業所部会、行政部会、啓発部会、地域部会の各部会の活発な活動を支援していくため、会員向けの研修会を開催します。また、各区の人権推進員に向けて学習機会や啓発資料の提供を行い、人権意識の向上を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
人権教育推進協議会の会員に向けた研修会の実施	年2回以上
講演以外の学習形態での研修会の開催	年2回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
町民のつどい、人権教育推進大会、ゆりはま人権セミナーの理解度 (アンケートによる)	平均 98.7%	平均 <u>95</u> 90 % 以上
町民のつどい、人権教育推進大会、ゆりはま人権セミナーの満足度 (アンケートによる)	平均 97.8%	平均 <u>95</u> 90 % 以上

施策3－(17) 図書館機能の充実

【現状と課題】

- 図書館は、生涯学習拠点として、町立図書館、羽合図書室、しおさいプラザとまりが設置されており、県立図書館及び県内外各図書館、学校図書館とネットワークを結びながら図書の貸し出し等の利便性の向上に努めています。利用者及び貸出冊数とも年により増減はありますが、各種事業や情報提供などの工夫により、町民が利用しやすい図書館づくりにより利用促進を図る必要があります。
- 地域の歴史や文化に関する資料を収集し、適切に整理・保存するとともに、活用の仕方について工夫を行っていく必要があります。

【めざすところ】

- 町民の多様なニーズに応えるため、幅広い分野の図書購入を行うとともに、県立図書館等とのネットワークによる相互貸借を利用するなど図書資料の充実に努めていきます。
- 絵本の読み聞かせをはじめとする図書館活動の充実により、幅広い年代のニーズに即した学びの場の提供を図り、図書館の利用促進に努めます。
- 社会が複雑化し様々なストレスがある中、家庭や職場・学校等とは別の居場所としての図書館の活用や、読書活動などを通じて地域の人とつながる環境づくりを図ります。
- 地域の歴史や文化に関する保存資料の収集や整理、データベース化を図ります。

【施策項目】

①地域の歴史や文化等に関する資料の収集・保存

- ・県立図書館の取り組みと連携し、地元の歴史資料や民話などの電子データ化を図ります。

②読書活動及び図書館利用の促進

- ・『居場所』あるいは読書活動などを通じた地域交流の場としての図書館の機能を充実します。単に図書等の資料提供にとどまることなく生涯学習全般に関する講座等の開催や、来館者アンケートを活用し、いっそうの快適な空間づくりを図ります。
- ・行政他課事業との連携を図り、地域に出向くことも視野に入れて、ブックスタート、絵本の読み聞かせ、大人の音読会など各種イベントや講座・講演会の開催による読書活動の推進等を図ります。
- ・電子図書館等の普及に対応するためのデータ収集及びデータ活用等の対応への取り組みを行います。
- ・調べ学習の場として、いつでも誰でも立ち寄れる、学びを深める生涯学習拠点としての取り組みを充実させます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
おはなし会や各種講座/講演会等各種イベントの開催回数	年 36 回 (3 館/月 1 回程度)
ホームページ、広報、新着情報等による P R	年 12 回
利用しやすい図書館とするための利用者アンケート実施	年 1 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
図書館貸出数	135,683 冊	140,000 冊
図書館貸出利用者数	36,172 人	38,000 人
利用しやすい図書館としての満足度 (アンケートによる)	—	80%以上

施策 3-(18) 公民館活動の充実

【現状と課題】

- 本町は、中央公民館、羽合分館、泊分館の 3 館体制により、地域活性化推進員を中心に各地域のニーズを把握しながら、各種講座や教室を開催してきました。新しい参加者もありますが、同じ方の参加も少なくはなく、参加者の固定化が課題です。
- 地域のにぎわいが少なくなり、身近なところでの教室や講座の開催希望があり、出前講座を各地域で積極的に取り組む必要があります。
- 泊分館の建て替えに際して、住民の意見を取り入れながら使いやすく特色のある泊分館となるよう取り組みます。

【めざすところ】

- 生涯学習・社会教育の拠点施設として、I C T 基盤を整備しつつ、社会情勢の変化や地域住民の要望にあった各種講座や教室を開催することにより、生涯にわたり『学ぶ』ことを支援します。
- 地域のにぎわいが少なくなり、また人と人とのつながりが薄れる中、身近な地域で出前講座を開催することにより、地域の『つながり』を支援します。
- 町民が集う泊分館の建て替えを行います。

【施策項目】

①各種講座や教室の充実

- ・ 社会教育主事などの専門職員による社会教育計画に基づく助言を受けながら、地域活性化推進員と公民館運営委員との連携を深めながら、それぞれの地域の課題や要望を把握し、町民の満足する講座や教室を企画することに取り組みま

す。また、関係課や各種団体とも連携を図りながら、多種多様な幅広い分野での講座や教室に取り組みます。

②地域のにぎわいの創出

- ・各地域で開催する出前講座を積極的に取り組むことにより、学ぶことはもちろんのこと、地域住民の交流やにぎわいを支援していきます。また、学校との連携を深め、学校と地域とのつながりを支援します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
各種講座及び教室の開催回数	120 回
出前講座の開催回数	36 回
<u>学校運営協議会の公民館職員数</u>	<u>4 人</u>
<u>教育委員会部局に社会教育主事などの専門職員を配置</u>	<u>1 名以上</u>

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
中央公民館及び分館年間利用者数	35,702 人	40,000 人
出前講座の参加者数	1,161 人	1,300 人
<u>学校事業に対する地域住民の参加者数</u> <u>(人材紹介、ボランティア等)</u>	<u>0 人</u>	<u>100 人</u>
<u>社会教育主事などの専門職員が関わる社会教育事業</u>	<u>0</u>	<u>5 事業以上</u> <u>(各公民館、図書館ほか社会教育にかかわる事業)</u>

施策3－(19) 芸術・文化活動の振興

【現状と課題】

- 町文化団体協議会では、地域における文化振興の育成や普及、各文化団体の連携を目的に取り組んできましたが、各文化団体会員の固定化や高齢化により、会員数や団体数の減少が課題となっています。
- 成長期の子どもたちの豊かな感性や情緒を育む上で、本物の芸術・文化に触れる体験が重要ですが、身近な場所で芸術・文化を鑑賞できる機会が少ないことが課題となっています。

【めざすところ】

- 多くの人が芸術や文化をとおして、技術の向上や生きがいを感じながら、生涯にわたり心豊かに過ごすことができるよう、各団体の会員拡充に向けた取り組みや新たな団体育成の取り組みを支援します。
- 子どもたちが身近な場所で、本物の芸術・文化に触れる機会を創出し、子どもたちの豊かな感性や情緒の形成に資することをめざします。

【施策項目】

①文化団体の育成と支援

- ・町文化団体協議会と連携しながら、各文化団体の活動を町報やケーブルテレビ等を活用して広く啓発することや、各文化団体が主体となり講座や教室を開催することにより新たな会員の加入促進に努めます。また、各文化団体の活動成果の発表の場として、「ゆりはま文化芸能祭」の充実に努めます。

②児童生徒を対象とした文化芸術事業の実施

- ・町立学校等で児童生徒などを対象とした文化芸術事業を実施し、子どもたちが身近な学校の中で本物の芸術・文化を鑑賞する機会を創出します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
町文化団体協議会主催の研修会及び講座等の開催数	4 回
児童生徒などを対象とした文化芸術事業の実施	年 1 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現 況 値 (R1)	目 標 値 (R7)
町文化団体協議会の加盟団体数	46 団体	50 団体
文化芸術体験の満足度	—	80% 以上

〈目標4〉生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

わが国では、健康志向の高まりや介護予防、健康寿命の延伸等のための健康づくりの観点での運動・スポーツ活動など、スポーツに対するニーズが高まっています。そして、生涯スポーツは、人と人とのつながりを深め、地域社会の形成にも大きな役割を果たしています。

本町は、グラウンド・ゴルフ発祥の地として毎年全国大会を開催するとともに、各種スポーツ大会・教室等を開催したり、学校等でのグラウンド・ゴルフの探究活動の支援等を行ったりすることで、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努めています。また、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動に取り組み、運動習慣やスポーツ活動の習慣化・定着化を推進しています。

高齢化が進行する中、スポーツ基本法に示されているように「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」として、施設整備や指導者の育成などにより、町民一人一人が、年齢や体力、関心や目的に応じて、スポーツを安全に楽しむことができるよう、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させていくように取り組みます。

成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力の育成にもつながります。特に小学校低学年までの子どもは、遊びなどによる身体活動をとおして、体の動かし方を会得し、脳の発達を促していくなど、体を動かすことと心身の発達が密接に関連しているといわれています。楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行い、習慣化させることは、子どもたち一人一人の豊かな成長を促し、生きる力の支えとなります。しかし、核家族化、少子高齢化等の社会の変化や、ゲーム等遊びの変化による仲間づくりの機会の減少、遊び場や友達とコミュニケーションを行う時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減り、基本的な体の動きが十分に身についていない子どもや、運動を苦手とする子どもの増加が懸念されます。

さらに、学校においては、健康教育や食育教育の充実を図ります。子どもたちが健康と食の大切さについて正しい知識を身につけるため、基本的生活習慣の定着を中心に家庭とも連携し、心身の健康のバランスがとれた子どもの育成をめざします。

併せて、学校給食においては地産地消³⁸（町内産、県内産品利用）を進め、食を通じた地域理解や食文化の継承を図ります。

³⁸ 〈地産地消〉

地域生産地域消費の略語。地域で生産された農産物や水産物等をその地域で消費すること。

【施策】

- 4－(20) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化
- 4－(21) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実
- 4－(22) 健やかな心と体づくりの推進

施策4－(20) 本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」による地域の活性化

【現状と課題】

- 本町は、全国に発信するスポーツ大会として、「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」「グラウンド・ゴルフ国際大会 YURIHAMA」を継続開催しています。また、令和3年に開催される「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」において、本町でグラウンド・ゴルフ競技が行われます。生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」大会の開催を通じて、日本全国や世界の愛好者と地元の町民がふれあい、交流を深めています。今後も、本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の魅力を、若い世代にも引き継いでいくことが求められています。
- グラウンド・ゴルフは本町で考案されてから40年以上にわたり、多くの方々に親しまれてきました。愛好者も多く、「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」には、北は東北地方、南は鹿児島、沖縄からもプレーヤーが集い、「潮風の丘とまり」は、全国の愛好者のあこがれの地としての地位を占めています。参加地域(都道府県)を増やし、大会の魅力向上と発祥地のブランド化をさらに図っていくことが必要です。
- 毎年実施している「グラウンド・ゴルフ国際大会 YURIHAMA」は、海外普及と国際化の取り組みの推進に大きく貢献しています。令和元年度には、大会会期中に「国際グラウンド・ゴルフ連盟」が設立されるなど、国際化への歩みを進めてきました。今後、令和3年度に実施される「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」グラウンド・ゴルフ競技の成功に向けて準備を進め、その成功を弾みとして、海外普及・国際化をさらに進め、地域の活性化につながるように、グラウンド・ゴルフ国際大会を継続して実施していくことが必要です。

【めざすところ】

- グラウンド・ゴルフの普及・啓発の一環として、学校におけるグラウンド・ゴルフの探究活動の支援や、地域団体等へのグラウンド・ゴルフ用具の貸し出しを促進します。
- 「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」を開催し、生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」を核にした地域活性化の推進を図ります。
- 「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」グラウンド・ゴルフ競技や「グラウンド・ゴルフ国際大会 YURIHAMA」を開催し、グラウンド・ゴルフのさらなる海外普及推進を図ります。

【施策項目】

①グラウンド・ゴルフの普及・啓発

- ・学校での「ふるさとキャリア教育」におけるグラウンド・ゴルフの探究活動の積極的な支援を行います。
- ・各地区、保護者会、PTAなど、地域団体等へのグラウンド・ゴルフ用具の貸し出しを積極的に促進し、グラウンド・ゴルフの普及・啓発に努めます。

②「グラウンド・ゴルフ発祥地大会」の開催

- ・東日本に位置する都道府県からの参加が増えるように、参加募集の広報に努めます。
- ・本町発祥の「グラウンド・ゴルフ」を通じて町の情報や魅力を全国発信します。

③グラウンド・ゴルフ国際大会の開催

- ・「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」グラウンド・ゴルフ競技の開催にあたり、参加者募集の広報に努めます。
- ・「グラウンド・ゴルフ国際大会 YURIHAMA」の開催による、海外への普及と地域資源（地域ボランティア団体、地元特産品）の活用を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
学校の「ふるさとキャリア教育」での、グラウンド・ゴルフの探究活動の支援	年 2 校以上 (少なくとも 5 年間で、 町内各小学校 1 回以上、 町内中学校 2 回以上)
地域団体等へのグラウンド・ゴルフ用具の貸し出し促進	年 20 団体
グラウンド・ゴルフ発祥地大会 参加都道府県数	30 都道府県
グラウンド・ゴルフ国際大会への外国人参加者	ワールドマスタースゲームズ 2021 関西 480 人 グラウンド・ゴルフ国際大会 YURIHAMA 200 人以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
グラウンド・ゴルフが本町発祥のスポーツであるとの児童生徒の認知度	—	90%以上
グラウンド・ゴルフをプレーしたり、大会を実施したりしたことで、地域交流の促進や活性化につながったと感じた参加者の割合（アンケートによる）	—	80%以上
グラウンド・ゴルフ発祥地大会・参加都道府県数	23 都府県	30 都道府県
グラウンド・ゴルフ国際大会への外国人参加者	164 人	WMG2021 関西 480 人 国際大会 200 人以上

施策４－(21) ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の充実

【現状と課題】

- 高齢化が進行する中、施設整備や指導者育成などにより、町民一人一人が年齢や体力、関心や目的に応じて、安全に運動・スポーツ活動を楽しむことができ、また、日常的にスポーツに親しむ機会を充実させていくように取り組んでいます。
- 町民の健康や生きがいづくりのため、誰もが取り組みやすいグラウンド・ゴルフをはじめ、ウォーキング、ノルディックウォーキングなど、個人の体力やニーズに応じた運動・スポーツ活動が幅広い年代で取り組まれています。
- ライフステージに応じた運動、スポーツ活動を推進し、運動習慣やスポーツ活動の習慣化・定着化を図る取り組みを継続していく必要があります。

【めざすところ】

- 軽スポーツ教室を町のスポーツ推進委員会を中心として定期的を開催し、スポーツの習慣化、定着化を推進します。
- スポーツ推進委員会等の公認指導員等を育成し、正しい知識や技術に基づく指導を行い、スポーツの振興を図ります。
- 町民を対象とした大会を継続的に開催し、スポーツを始める動機づけや競技力の向上を図ります。

【施策項目】

①軽スポーツ教室の定期的な開催

- ・ ほおるん・ビンゴやバウンスボールなどのニュースポーツ、自然の中でウォーキングを楽しむ機会、ノルディックウォーキング教室、新春かけろう会などを定期的で開催し、運動機会を継続的に提供するとともに、町内ウォーキングイベントなど健康づくりの機会と併せて情報提供を行いながら、スポーツの習慣化を図ります。

②公認指導員資格等の取得推進

- ・ スポーツ推進委員会等のスポーツ公認指導員資格等の取得を促進し、スポーツ推進委員会等の指導者の能力向上を図ります。

③大会の継続的な開催

- ・ スポーツを始めるきっかけづくりや、競技人口の増加を図るため、継続的な大会の開催に努めます。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
軽スポーツ教室の定期開催	年12回以上（月1回以上）
公認指導員資格等の取得	新規公認指導員資格等取得 10名
大会の継続開催	年10競技10大会以上の開催

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目 標 値(R7)
教室に参加して運動が習慣化した、習慣化するきっかけとなった参加者の割合（アンケートによる）	（－％）	（80％以上）
公認指導員資格等の取得	—	新規公認指導員資格等取得25名 （5年間）
大会の継続開催による満足度（アンケートによる）	（－％）	（80％以上）

施策4－(22) 健やかな心と体づくりの推進

【現状と課題】

- 「鳥取県体力・運動能力調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、「全国調査」という。）³⁹⁾の結果によれば、小中学生男女ともほとんどの学年で「20mシャトルラン（全身持久力）」で全国平均を上回っています。また、「長座体前屈（柔軟性）」でも全国平均を上回っている学年が多くあります。反面、小学校における「立ち幅跳び（筋パワー、跳躍能力）」、小中学校における「50m走（疾走能力）」、「上体起こし（筋パワー、筋持久力）」において全国平均を下回る学年が多くみられます。
- 体力・運動能力、運動に対する意識、運動時間等の二極化が見られます。また、全国調査において、「運動やスポーツをすることが好き」という質問に対し肯定的な回答をした児童生徒が、全国平均よりも低くなっています。
- 学校体育においては、系統的にさまざまな動きを経験、習得させていくとともに、運動に対する楽しさや喜びを味わわせ、「運動やスポーツをすることが好き」という意識を醸成していくことが必要です。

³⁹⁾ 〈全国体力・運動能力、運動習慣調査〉

平成20年度から始まった全国的なスポーツテスト。小学校5年生と中学校2年生が対象。体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的に実施されている。

- 近年、情報社会の進展により、さまざまな性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。このため、子どもたちが、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報等を正しく収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を一人一人に育むことが課題となっています。

【めざすところ】

- 学校における体育活動を通じ、生涯にわたる心身の健康保持増進のために必要な力を育成します。
- 運動やスポーツの楽しさを感じ、主体的に体を動かす子どもたちの育成をめざします。
- 学校における健康教育や食育の充実を図り、子どもたちが健康と食の大切さについて正しい知識を身につける指導の充実に努めます。
- 基本的生活習慣の定着を中心に学校・家庭と連携し、心身の健康のバランスのとれた子どもたちの増加をめざします。

【施策項目】

①学校体育等の充実

- ・各校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したP D C Aサイクルによる取り組みを支援し、各校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。
- ・休憩時間等での運動機会の提供や、体育学習の充実を図り、誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。また、家庭・地域と連携し、休日等における運動（遊び）の奨励を図ります。

②健康教育の推進

- ・子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶ指導の充実を図ります。
- ・学校、家庭、地域が一体となり、「早寝・早起き・朝ご飯」の取り組みを進め、子どもたちの基本的生活習慣の定着を図ります。
- ・町立小中学校における永久歯の虫歯予防を目的としたフッ化物洗口⁴⁰事業を、今後も継続していきます。

③食育の推進

- ・栄養教諭を中心として学校全体での食に関する指導を充実させるとともに、家庭と連携した食育の推進を図ります。

⁴⁰ 〈フッ化物洗口〉

フッ化物水溶液を用いてうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させ、歯の表面を丈夫にして虫歯を予防する方法。

④地産地消の推進

- ・学校給食の地産地消（町内産、県内産品利用）を進め、食を通じた地域理解や食文化の継承を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
体力向上推進計画を策定している学校数	100%
体力・運動能力調査の分析結果を生かして取り組みを実施している学校数	100%
栄養教諭及び学校栄養職員による、家庭科・保健体育・特別活動等における食育指導を実施した学年数	〈泊小〉全学年実施 〈羽合小・東郷小・湯梨浜中〉 各校1学年実施
フッ化物洗口事業を実施している学校の割合	100%

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
全国調査の総合判定（A～Eの5段階）が、A又はBの割合	（小5男）37.1% （小5女）63.5% （中2男）35.3% （中2女）76.4%	（小5男）40.0% （小5女）65.0% （中2男）40.0% （中2女）65.0%
全国調査において、1週間の総運動時間が420分以上の児童の割合（小学校）	（小5男）56.8% （小5女）36.4%	（小5男）60.0% （小5女）40.0%
全国調査において「運動やスポーツをすることが好き」と肯定的に答える児童生徒の割合	（小5男）87.7% （小5女）79.3% （中2男）84.1% （中2女）78.6%	（小5男）90.0% （小5女）85.0% （中2男）90.0% （中2女）85.0%
学校給食における地産地消率	79% （県産品使用比率）	85% （県産品使用比率）
歯科健康診査むし歯罹患率（学校保健統計調査）	小学校 町 47.7% 国 45.3% 中学校 町 23.1% 国 35.4% （平成30年調査）	むし歯罹患率の減少

〈目標5〉 文化、伝統、豊かな自然の継承と再発見

本町は、豊かな自然環境とともに、東郷池周辺を中心に多くの歴史的文化遺産を有しています。町内には令和2年4月1日現在で112件の国・県・町指定文化財と2件の国登録有形文化財があります。これらは、貴重な財産であり、後世にしっかりと守り伝えていくことが必要です。しかし、社会環境が大きく変化し地域への関心の希薄化が進む中で、これまで脈々と守り受け継がれてきた有形文化財の保存・保護、無形文化財の継承が重要な課題となっています。

文化財保護法の改正により文化財を取り巻く環境も変わりつつあり、文化財を観光振興や地域振興、学校教育など幅広く活用していく流れが生まれており、従来の文化財保護行政の枠を超えた、新たな取り組みが求められています。文化財を観光資源として、あるいは生涯学習の対象として据え、さまざまな形で活用し、より多くの人に「歴史と文化のまち・湯梨浜」として積極的に情報発信することが必要です。その核となる施設である歴史民俗資料館には国・県・町指定文化財が多数展示され、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設として重要な役割を果たしています。また、ハワイ風土記館は東郷池周辺の歴史や文化遺産、そして豊かな自然を展望することができます。こうした既存の施設については、利用拡大が常に求められます。多くの人々が訪れ歴史文化遺産を見て、知って、感動していただくため、一層の創意工夫を重ね、魅力ある施設運営に取り組むことが必要です。

文化財は、町民共有の財産です。身近に存在する歴史や文化、豊かな自然を知ることが郷土愛を育む源です。正しい歴史を伝えていくため、文化財の調査研究・資料収集と管理、保護・保存を着実にすることも重要です。文化財の保存・保護・継承・活用は、行政だけではなく、地域で活動する歴史研究会や無形民俗文化財保存団体、有識者、関係機関等と連携・協働して行っていくことが重要です。

また、令和6年に町政施行20周年を迎えるにあたり、町史編纂体制を整え、町の歴史を正しく記録し次代に引き継いでいく必要があります。

さらに、本町は豊かな自然に恵まれており、天然記念物に指定されている希少野生動植物も確認されています。町民が豊かな自然のすばらしさを再確認するとともに、豊かな自然を守り、継承していく意識を高める取り組みが必要です。

【施策】

- 5－(23) 文化財の調査・研究と保存
- 5－(24) 伝統文化の継承と振興
- 5－(25) 文化財の活用と普及啓発
- 5－(26) 豊かな自然環境の継承

施策5－(23) 文化財の調査・研究と保存

【現状と課題】

- 本町には、東郷池周辺を中心に多くの歴史文化遺産を有しています。文化財の価値を高めるためには、その遺産がどういうものか知る必要があります。現地調査や資料による研究を行い、正しい理解と価値付けを行う必要があります。
- 貴重な歴史文化遺産を適切に保存し、次世代に確実に受け継いでいくためには常に状態を把握しておく必要があります。本町は国・県・町指定文化財を多く有するため、有識者等により定期的に巡回を行い、状態を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 文化財の保存及び修理には、専門的な知識と相当の費用が必要です。また、文化財保護委員や有識者などの指導が不可欠です。さらに、文化財の維持管理、修復に係る費用など所有者の負担軽減を図る必要があります。

【めざすところ】

- 指定文化財の状況を把握するとともに、未指定の歴史文化的価値を有するものの調査・研究を行うとともに、資料の整理・保存を行います。
- 文化財の適切な保存を行うため、定期的な点検を行い、常に文化財の状態を把握します。
- 種別や特性に応じた修復や保存等必要な措置を計画的に実施します。

【施策項目】

①文化財の調査・研究、資料の整備・保存

- ・郷土史や遺跡など調査・研究、資料の整備を行い、歴史的価値の高いものに対して文化財指定を行い保存・活用を図ります。

②文化財の定期的な点検

- ・町指定文化財を点検し状況を把握するため、町指定文化財指導委員を新設するとともに、県文化財保護指導委員や町文化財保護委員と連携し、定期的な指定文化財のパトロールを行います。また、異常気象後の点検を行い文化財の状況把握に努めます。

③文化財の適切な保存

- ・文化財の指定や登録を推進し、保存修理の補助事業の利活用による保存・継承を図るとともに、文化財の保存について民間団体（所有者）への指導・助言を行います。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目 標 値
文化財保護委員会及び各歴史研究会と協働した町内文化財の資料収集、調査・研究	年6回以上の調査・研究の実施
文化財の定期的点検による状況把握	町指定文化財指導委員の新設、東郷地区1名、羽合・泊地区1名

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
指定・登録文化財の新規指定件数	114 件	116 件
定期点検を行い適切な保存に努め、文化財指定件数を維持する	指定件数 114 件	現状維持

施策5－(24) 伝統文化の継承と振興

【現状と課題】

- 町内の各地域に伝承されてきた伝統文化は、地域や伝統文化保存会等により脈々と受け継がれてきました。しかし、社会環境が大きく変化し地域への関心が希薄化する中で、後継者不足が課題となっています。
- 次世代へ確実に伝承していくために、担い手や指導者の育成が必要です。また、用具の整備など地域や伝統文化保存会等への支援が必要です。

【めざすところ】

- 青少年への無形民俗文化財の普及に努め、継承への意識の向上を図ります。
- 地域に伝承される無形民俗文化財や伝統行事への取り組みにより、人と人との繋がりや絆を強め、地域コミュニティの維持に努めます。

【施策項目】

①後継者の育成

- ・各校の総合的な学習の時間等を利用し、子どもたちが伝統文化を知り、体験する機会を設けます。

②伝統文化保存団体への活動支援

- ・コミュニティの維持・活性化の一助となる地域に伝承されてきた伝統行事への参加を促進するとともに、伝統文化保存団体の行う事業への補助を行うなど活動を支援します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
伝統芸能及び地域の伝統行事等の実態調査	年 1 件以上
各小中学校への伝統芸能や地域の伝統行事への参加協力 依頼	各小中学校 年 1 回以上

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
補助金による活動・保存支援	5 団体 (東郷浪人踊保存会、橋津 ふるさとの文化を守る会、 宇野三ツ星盆踊り保存会、 泊地区大名行列保存会、泊 貝がら節保存会)	現状維持

施策 5－(25) 文化財の活用と普及啓発

【現状と課題】

- 文化財保護法の改正により、文化財を観光振興や地域振興に活用していく流れが生まれています。従来の文化財保護行政の枠を超えた、新たな取り組みが求められています。
- 身近にある文化財について、その価値や歴史を学ぶことにより郷土に対する意識が向上し、ふるさとを愛する心が育まれます。文化財を、学校教育をはじめ広く生涯学習の対象とするなど、さまざまな場面での活用が求められます。
- 歴史民俗資料館には国・県・町指定文化財が多数展示され、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設として重要な役割を果たしています。また、ハワイ風土記館では東郷池周辺の歴史や文化遺産、そして豊かな自然を展望することができます。魅力ある施設運営を図り利用拡大が求められます。
- 羽衣石城及びその周辺の国史跡指定をめざすとともに、国・県と連携して尾崎家住宅の修繕に継続して取り組みます。

【めざすところ】

- 地域の歴史文化遺産を見て知る機会を創出することで、地域住民の郷土への愛着と誇りを育みます。
- 文化財の中核施設となるように、歴史民俗資料館の収蔵・展示物の適切な管理と施設の維持・運営を行います。
- 羽衣石城及びその周辺が国史跡指定されるとともに、国・県と連携して尾崎家住宅の修繕が完了し、観光や地域振興等に活用されるように努めます。

【施策項目】

①文化財への理解促進

- ・歴史や文化を見て、知って、感動してもらうため、現地学習会や歴史講演会などふるさとの歴史や文化を学ぶ機会を設け、魅力ある事業の企画・運営を行います。
- ・羽衣石城及びその周辺の史跡や尾崎家住宅の歴史や文化的な価値について、町民への広報に取り組みます。

②学校や公民館との連携

- ・より多くの人に文化財に関心を持っていただくために、行政だけではなく公民館や図書館などと協働して事業を行います。また、小中学校と連携し、多種多様な文化財を活用した学習に取り組みます。

③歴史民俗資料館の利用促進

- ・既存の歴史民俗資料館等の施設は、有識者の意見も取り入れながら、展示内容の見直しやイベントに併せた無料開放、企画展の開催、定期的な展示解説会など活用方法について創意工夫を行い、利用促進を図ります。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
歴史講演会や現地見学会、文化財に関係したイベントを関係機関と連携し実施	年 10 回
学校教育と連携し、文化財を活用した学習を実施	各小中学校で実施
歴史民俗資料館の無料公開や展示解説の実施	年 6 回

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
歴史講演会等への参加者および満足度	1736 人 (一%)	現状維持 (90%以上)
各小中学校での取り組み数	5 回	各小中学校で 1 回以上
歴史民俗資料館への来館者数および満足度	500 人 (一%)	600 人 (90%以上)

施策 5－(26) 豊かな自然環境の継承

【現状と課題】

- 本町は豊かな自然に恵まれており、希少野生動植物も確認されています。学術上価値が高く特に重要なものは、天然記念物に指定し保護に努めています。しか

し、生活様式の変化や農林水産業の衰退などによって、自然に対する人のかかわりが希薄化し、自然環境への関心が薄れてきています。

- ふるさとの自然は、その地域に暮らす人々にとっては産まれてからそこにあるものなので、その豊かさに気づきにくいものです。そこで、乳幼児期から豊かな自然環境の中でさまざまな自然体験を重ねることによって、ふるさとの豊かな自然環境を守り、継承していこうという意識や態度を育む取り組みが求められます。また、地域で自然環境の保全に取り組んでいる個人や団体等と連携を深め、ふるさとの豊かな自然環境を改めて感じる取り組みが必要です。
- 自然環境の変化は、希少野生動植物に影響を与えます。希少野生動植物を保護するため環境保全が必要です。希少野生動植物の保護に関する機運を醸成し、地域や個人または団体などで自発的な環境保全への活動が必要です。

【めざすところ】

- 地域で自然環境の保全に取り組んでいる個人や団体等と連携を深め、乳幼児期から豊かな自然環境の中でさまざまな自然体験を重ね、ふるさとの豊かな自然環境を改めて感じる取り組みを促進することによって、ふるさとの豊かな自然環境を守り、継承していこうという意識や態度を育みます。
- 地域と行政、関係機関等が協働し、環境保全に努め、希少な動植物の保護に努めます。

【施策項目】

①希少な動植物の調査及び保護

- ・希少野生動植物の生息等の現状やその保護の重要性を認識するため、希少野生動植物の調査及び研究、情報収集を行います。

②自然環境保全活動の推進

- ・多様な場で多様な手法を用いた適切な情報の発信及び共有を行います。
- ・次代を担う子どもたちが自然に触れ、生物多様性の大切さについて身近に感じることができる機会の拡大のための施策を推進します。
- ・町民が希少野生動植物の保護に関心を持ち、自然保全活動へ参画できる基盤づくりに努め保護に関する気運を醸成し、自発的な活動を促進するための施策を推進します。

【取り組みに対する評価目標】

指 標	目標値
自然環境や希少動植物に関係した講演会等の開催	年1回以上
希少野生動植物の分布調査等	分布調査を実施

【成果に対する評価目標】

指 標	現況値(R1)	目標値(R7)
天然記念物指定件数	10 件	現状維持

第5章 計画の推進

1 計画の推進

- 計画に位置づけた事業については、関係機関などとの連携を図りながら、担当課が主体となって計画を進行管理し、推進します。
- 総合教育会議や湯梨浜町総合計画などで方針が示された場合は柔軟に対応します。

2 計画の点検及び評価

- 計画の達成へ向けて、毎年実施する「教育行政の点検・評価」の中で、計画の年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を反映させます。